平成29年9月5日から 平成29年9月6日まで

標 茶 町 議 会 第 3 回定例会会議録

於標茶町役場議場

# 平成29年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号(9月5日)
開会の宣告
開議の宣告
会議録署名議員の指名
会期決定
行政報告及び諸般報告
仮議長の選任委任について
総務経済委員会所管事務調査報告 9
厚生文教委員会所管事務調查中間報告1
一般質問
黒 沼 俊 幸 君1
松 下 哲 也 君
深 見
渡邊 定 之 君2
鈴 木 裕 美 君3
本 多 耕 平 君3
櫻 井 一 隆 君3
報告第 5号 専決処分した事件の承認について4
報告第 6号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について4
議案第57号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について5
延会の宣告
第 2 号(9月6日)
開議の宣告 ····································
議案第58号 工事請負契約の締結について6
議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について6
議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について6
議案第61号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について6
議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算6
議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算6
認定第 1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について6
認定第 2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定に

認定第 3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について68
認定第 4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について68
認定第 5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について68
認定第 6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について68
認定第 7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について68
日程の追加69
議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算69
議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算69
(議案第62号・議案第63号審査特別委員会報告)
諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について 70
議員提案第2号 専決処分事項の指定についての一部改正について 71
議案第64号 監査委員の選任について 72
議案第65号 教育委員会委員の任命について 73
議案第66号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について 74
議案第67号 事件の撤回 79
意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書 79
意見書案第13号 安全・安心の医療、介護の実現と労働環境の改善に関する意見書 …80
意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見
書
意見書案第15号 道路の整備に関する意見書81
意見書案第16号 EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める
意見書 82
意見書案第17号 教職員の長時間労働是正を求める意見書 82
意見書案第18号 事件の撤回 83
意見書案第19号 日欧EAP「大枠合意」の撤回を求める意見書83
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会) 84
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会) 84
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会) 84
議員派遣について 84
閉議の宣告
閉会の宣告 84

# 平成29年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程(第1号)

平成29年 9月 5日 (火曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 仮議長の選任委任について
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査中間報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 6号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 10 議案第57号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

## ○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君		2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君		4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君		6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美男		君		8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	- -	10番	平	Ш	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	- -	12番	菊	地	誠	道	君
1	3 悉	鉑	Ħ	暋	治	君							

## ○欠席議員(0名)

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長		池	田	裕	_	君
副	田	Ţ	長		森	Щ		豊	君
総	務	課	長		牛	崎	康	人	君
企画財政課長						橋	則	義	君
税	務	課	長		武	Щ	正	浩	君
管	理	課	長		相	原	_	久	君
農	林	課	長		村	Щ	裕	次	君
農	林書	果参	事		柴		洋	志	君
住	民	課	長		松	本		修	君
保负	建福:	祉 課	長	伊	藤	順	司	君	

建設課長 狩 野 克 則 君 事業推進室長 常陸勝敏君 水 道 課 長 細川充洋君 育成牧場長 類 瀬 光 信 君 病院事務長 山澤 正宏 君 やすらぎ園長 中村義人君 農委事務局長 相撲浩信君 教 育 長 島田哲男君 教育管理課長 穂 刈 武 人 君 指 導 室 長 蠣崎浩一君 伊藤正明君 社会教育課長

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

# (議長 舘田賢治君議長席に着く。)

#### ◎開会の宣告

○議長(舘田賢治君) ただいまから、平成29年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

### ◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 直ちに会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(舘田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・櫻井君、 2番・後藤君、 3番・熊谷君

を指名いたします。

### ◎会期決定

○議長(舘田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月6日までの2日間といたしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月6日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎行政報告及び諸般報告

○議長(舘田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

これにご異議ございませんか。

町長·池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。 なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況について、ご報告申し上げます。

はじめに、平成28年度の年度途中での退職、採用については、退職が事務職1名、看護師2

名、採用は1名の看護師を途中採用しております。

次に、ことし3月31日付の定年等退職者につきましては、事務職3名、保育士2名、理学療法士1名、看護師1名あわせて7名が退職しており、それにより、本年4月1日付で正職員としての採用は、事務職4名、建築士1名、保育士3名、薬剤師1名、看護師1名、合計で10名の採用を行っております。結果、平成28年度の退職者数10名、採用者数11名で4月1日現在の職員総数は、前年度と比較して1名増加の267名となっております。

現在、第4期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に 努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の適正配置計画を実施しておりますが、住 民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、適正な人員配置に努力してまいりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、平成29年度釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練についてであります。

6月17日に実施いたしました「平成29年度釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練」について ご報告いたします。

本訓練は、標茶町字ルルラン133番地地先の釧路川左岸河川敷を主会場に、釧路港東港をサテライト会場として、釧路根室管内13市町村並びに北海道、北海道開発局の主催で、関係機関、団体、一般住民の方々など、1,600人余りの参加で実施されました。

この演習は6月の全国水防月間に合わせて、毎年、道内各地で会場を移し、出水災害などに備え、関係機関の綿密な連携と水防技術の向上、住民の水防に対する理解を深めることなどを目的に開催され、今回で33回目を数えております。

開会式終了後、水防工法訓練、被災者救助訓練、応急給食訓練、要配慮者支援訓練などの充実した実践的な訓練が行われました。なお、住民避難訓練には、本年2月に結成されました桜町内会自主防災組織が初めての活動として参加いたしました。

また、会場内に体験コーナーを設け、地震や降雨などの恐ろしさを実感していただいたほか、 市町村PRコーナーにて管内市町村の特産品の販売を行い、訪れた人たちに大変好評でした。

なお、会場までの送迎バスの運行を行い、参観しやすい体制を整えたところであります。

本町においては、昨年8月の台風被害の記憶が新しい中での開催でしたが、住民参加を含めた大規模訓練が無事終了することができましたことは、非常に意義深いものと考えております。 今後とも、住民の生命と財産を守り安全・安心の町づくりを目指し、防災への取り組みをさ

らに充実してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、ご参加いただきました多くの町民・関係機関の皆様方に感謝申し上げ報告とさせて いただきます。

3点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集 と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。 本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により実業団陸上チームで、 天満屋・九電工・大塚製薬・ユニクロの4団体の参加をいただきこのほか、釧路工業高校弓道 部、札幌静修高校陸上部などの団体が来町し、総勢で602名の競技者が本町に集い、汗を流し ていただきました。

また、ことしも、全道高校駅伝競走大会が本町で開催されますことから道内各地から試走に 来られております。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地 元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

また、本町で合宿トレーニングを積んだ天満屋の前田穂南選手が、8月27日に札幌で行われた北海道マラソンで優勝いたしました。今後の誘致への効果を期待するところでありますし、本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、広がりを見せはじめておりますことから、合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、新規就農を考えるINしべちゃの開催についてであります。

去る8月31日から9月1日にかけて、標茶町担い手育成協議会髙取会長を実行委員長とする 実行委員会の主催による「新規就農を考えるINしべちゃ」が開催されました。

このセミナーは平成25年に猿払村で初めて開催され、昨年まで天北地域をステージとして開催されてきましたが、本年初めて道東地域での開催となったもので、就農を希望する若者とJAをはじめとした関係機関との情報交換の場の提供、あるいは就農を目指す側と受け入れる側が就農実現に向け相互理解を深める機会となることを目的にするものでした。

セミナーには農業関連の大学生のほか新規就農に興味を持つ若者や酪農研修生をはじめ、関係機関や農業関連メーカーなど、町外からの146名を含む203名の参加をいただき2日間にわたる日程を無事終えることができました。

地元の食材や近隣市町村の特産品等を使った交流会も実施し、食のPRはもとより、このセミナーの目的でもある就農を考える者の理解と、就農を受け入れる側の情報発信の場になったものと考えるところであります。

開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただいた実行委員、関係機関、酪農家、管内 市町村の皆様とご参加いただきました皆様に感謝を申し上げる次第であります。

以上で本定例会のあたっての行政報告を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君)(登壇) 平成29年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、新たに増員する外国語指導助手の着任についてであります。

今年度から、次期学習指導要領の改訂に伴う小中学校における外国語教育の拡充及び高度化に向けて、児童生徒への指導体制の充実・強化を図るため、招致事業開始以来1名体制だった外国語指導助手を、1名増員し2名体制としますが、増員する外国語指導助手「ソローズ・キャサリン」さんが7月26日着任いたしました。

ソローズ・キャサリンさんは、アメリカ・マサチューセッツ州のカーライル出身で、大学では地質学を専攻しましたが、日本語の授業も受けていたそうです。

高校生の時には、交換留学生として来日し、札幌市と七飯町、京都府に2週間滞在しており、また、大学生の時には、「津波」の勉強で再度来日し、その時には東北に2週間、北海道に4週間滞在した経験によって、日本の文化や歴史に興味を持ち、ことし大学を卒業してすぐに、日本での外国語指導助手を希望したそうです。

趣味は料理とハイキングで、年齢も子ども達に近いということもあり、本町の児童生徒に、 より身近な「外国語教育と国際理解教育」に大きな成果をもたらすものと期待しております。

2点目は、平成30年度から使用する「小学校道徳の教科用図書の採択結果について」であります。

教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年4月17日に、管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。

協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて、 教科用図書に関する地区内の実態などに応じて1種類を採択する協議を行い、8月9日開催の 第5回協議会において採択の決定がなされ、8月25日開催の第7回定例教育委員会において採 択結果を報告いたしました。

なお、採択された小学校道徳の教科用図書の発行者は「教育出版株式会社」であります。

3点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、 年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防 止に役立てております。

6月に実施いたしました、今年度前期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約6%(24名)おりましたが、中学生ではありませんでした。

また、「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、「悪口をいわれた」と「仲間はずれや無視をされた」がほとんどでした。

一方、「いじめは絶対に許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約97%、中学生の約92%が「そう思う」と回答し、中学生では増加しています。

さらに、中学生では、「いじめられたとき誰にも相談しない」と回答する生徒が昨年度同時期に比べ3%減少していることや、「いじめ相談窓口のカード」を知っているという回答が増

加していることなどから、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いじめである」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回も、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっております。また、調査 結果は、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

いじめの根絶については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切であります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとと もに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒によ る主体的な活動を育てる取り組みを行ってまいります。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれ の役割を発揮するとともに、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいりますので、 ご理解いただきたいと思います。

4点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、7月9日に札幌市で開催された「第30回南部忠平記念陸上競技大会」に釧路地方陸上競技協会の代表メンバーとして「 $4 \times 100$ メートルリレー」に出場した本多佑士くん(虹別小6年)が7位に入賞しました。

7月16日から17日に、室蘭市で開催された「第35回北海道小学校陸上競技大会」に、標茶陸上少年団の選手17名と、虹別小学校6年の本多佑士くんが出場し、「走高跳」で本多佑士くん(虹別小6年)が全道2位の成績を収めました。

7月23日に千歳市で開催された「第31回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手18名が団体戦に出場しましたが、惜しくも予選敗退となりました。

8月18日から20日に、山梨県で開催された「第25回全国中学生空手道選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団の渡邊穂乃香さん(標茶中1年)が「個人形の部」に出場しましたが、3回戦敗退となりました。

8月19日から20日には、大阪市で開催された「第57回空手道糸東会全国選手権大会」に、同じく標茶空手スポーツ少年団の渡邉穂乃香さん(標茶中1年)が「個人組手の部」に、渡邉勝真くん(標茶小4年)が「個人形の部」に出場しましたが、共に2回戦敗退となりました。

次に道内各地で開催された「中体連全道大会」の結果について、ご報告いたします。

7月28日から30日に、帯広市で開催された「第48回北海道中学校陸上競技大会」に、標茶中学校3年の熊谷柊飛くんが「100メートル」、同校3年の村山巧馬くんが「400メートルと800メートル」に出場しましたが、予選敗退となりました。

7月29日から30日に、厚沢部町で開催された「第45回北海道中学校柔道大会」に、標茶中学校柔道部の選手4名が出場し、女子団体戦で決勝戦まで進み、惜しくも敗退しましたが、全道

準優勝という成績を収めました。

また、個人戦では、「男子50キロ級」に和田一歩くん(3年)、「女子63キロ級」に河合 希 さん (3年) が出場し、初戦敗退となりましたが、「女子57キロ級」に出場した千葉玲奈さん (3年) が、準優勝という好成績を収めました。

8月1日から3日に、日高町で開催された「第47回北海道中学校卓球大会」に、標茶中学校 女子卓球部の選手8名が出場し、団体戦でベスト12と健闘しました。

また、個人戦には、同校3年の三本夢叶さん、高橋雪実さん、平川美奈さんが出場しましたが、初戦及び2回戦敗退となりました。

8月1日から3日に、札幌市で開催された「第48回北海道中学校バドミントン大会」に、標 茶中学校バドミントン部の選手7名が出場し、女子団体戦でベスト8と健闘しました。

また、女子ダブルスには、同校3年の金丸由惟さんと、森田彩菜さんの組が、男子個人戦には、塘路中学校3年の笹生秀志くんが出場しましたが、いずれも初戦敗退となりました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

5点目は、「第28回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、16団体の協力を得て7月23日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子ども達や親子が会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、毎年人気を博しているミニSLの運行や白バイ・ミニ消防車の乗車体験などを楽しんでおりました。

会場では各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと飲食コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、未来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

6点目は、さわやかランニング教室についてご報告いたします。

この事業はスポーツ合宿で訪れる団体と町民との交流やトレーニング技術の習得を目的に開催するものであります。

今回は、7月27日から8月12日まで本町にスポーツ合宿で訪れた岡山県岡山市に拠点をもつ 天満屋、福岡県福岡市に拠点をもつ九電工、徳島県鳴門市に拠点をもつ大塚製薬、山口県山口 市に拠点をもつユニクロのいずれも女子陸上競技部、総勢45名のうち19名の選手により、8月 2日に標茶高校グラウンドにおいて開催されました。

当日は、幼児から大人まで33名の参加者に対し、さまざまな運動に応用できるトレーニング 方法を選手一人ひとりがお手本を示しながら終始和やかな雰囲気で参加者と選手が交流を通じ て技術を学ぶ機会となりました。また、この事業は合宿団体のご好意により実現したものであ ります。

7点目は、図書の受贈についてご報告いたします。

標茶町立図書館への図書の寄贈でありますが、標茶古本市の会から児童図書6セット、23冊

(7万2,900円相当)の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,447冊(229万1,441円相当)となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長(舘田賢治君) ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。 諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。 以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。 休憩いたします。

> 休憩 午前10時24分 再開 午前10時24分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 行政報告に対する一般質問はなしであります。

## ◎仮議長の選任委任について

○議長(舘田賢治君) 日程第4。仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。 お諮りいたします。

正副議長が除斥の対象となる議事があるため、地方自治法第106条第3項の規定によって、 この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 この会期中における仮議長の選任を、議長に委任することに決定いたしました。

#### ◎総務経済委員会所管事務調查報告

○議長(舘田賢治君) 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規

定により報告します。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調查日時、平成29年8月30日。調查場所、標茶町役場委員会室。

- 1. 調査事項、滞納整理機構への引き継ぎ実績と評価について
- 2. 出席者については記載のとおりでございます。
- 3. 調査の経過及び内容

資料に基づき釧路・根室広域地方税滞納整理機構とは平成19年4月1日に設置された一部事務組合であり、11町村で構成されていると説明を受ける。名前のとおり滞納事案に特化した組織で、累積する地方税の滞納額を縮減し収入の確保に努めるため滞納整理を行うもので財産調査、捜索、財産差押、差押財産の公売を主たる業務としており財産調査や捜索は引継をしている町村が処分の停止を判断する材料になっている。実績については、構成町村から年間約240件の引継を受け滞納案件を処理している。

平成19年の発足時から28年までの累計では、2,562件引き受け、引き受け累計額は32億5,900万円、収入額は10億3,500万円、収納率は31.76%、本町における取扱いは、延べ157件、引継いだ税額1億9,670万円、収入額は6,240万円、収納率は31.76%となっている。このほか、町村職員を対象とした研修会また、派遣職員として派遣された職員が徴収職員の経験を積んで帰ることによりその知識を庁内の研修で他の職員に伝授していくなど、大いに役立っている。

4. 委員会の所見であります。

滞納整理機構には引継ぐ前に引継いだことと同様の効果がある事前予告効果があります。住 民が納税者としての義務を果たすためにも納税に対する理解を願い、なお一層の納税啓発を進 めるべきと考える。

以上であります。

○議長(舘田賢治君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了します。

◎厚生文教委員会所管事務調査中間報告

○議長(舘田賢治君) 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査中間報告を行います。本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長(松下哲也君)(登壇) 厚生文教委員会所管事務調査中間報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり行いましたので、標茶町議会会議規則第45条の規 定により報告いたします。

厚生文教委員会所管事務調査中間報告書

調査日時、平成29年8月9日。調査場所、標茶町役場議員室でございます。

- 1. 調査事項、次期介護保険計画についてであります。
- 2. 出席者については記載のとおりでございます。
- 3. 調査の経過及び内容

資料に基づき、次期介護保険計画の基本方針、進捗状況と今後のスケジュール、サテライト型小規模特養の検討について説明を受けました。

主な説明については記載のとおりでございます。

### 4. 委員会の中間報告

次期介護保険計画については、国の定める指針に基づいて策定を進めなければならず、具体的な事項が提示された段階で順次作業が進められていくが、「病院の空きスペース」を活用したサテライト型小規模特養の設置に関しては、昨年と同じ説明であり、地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により介護医療院の創設を含め検討のスピード化を図るべきである。

以上であります。

○議長(舘田賢治君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査中間報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長(舘田賢治君) 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君)(発言席) 一般質問の通告に従いまして、私からは、食肉加工センター建設のその後の経過内容はどうなっているのかということで質問をいたします。

第2回定例会で質問をいたしておりますが、虹別地区に建設の予定で進めている協議は、どういうふうに進んでいるのか。別海地域の漁業者の反対もあり、非常に難航していると聞き及んでおりますが、前向きに進んでいるのかどうかについて伺います。

ことしも半分過ぎましたから、今後のスケジュールは、どういうふうに進むように考えているのかについて、具体的にお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 5番、黒沼議員の食肉加工センター建設のその後の経過内容 はどうなっているのかとのお尋ねについてお答えをいたします。

さきの平成29年の第2回定例会におきまして、建設候補地にかかわる下流域関係者との協議を継続し、ご理解をいただくべく、作業を進めている状況であることをご説明申し上げました。その後におきましても、整備検討委員会や関係者との協議などを重ねながら進めてきているところであり、建設に向けて努力を続けているところであります。

今後のスケジュールや予定につきましては、まず建設地決定を進めることが最優先であり、 下流域関係者の不安などを払拭できる排水方法の再検討を含め、課題解決を進めてきていると ころであります。このことが、その後の建設スケジュールや事業展開にも大きく影響があるこ とはご案内のとおりでありますが、一日も早い施設整備を目指すという考えに変わりはござい ませんし、今後におきましても、議会を初め、関係する機関との緊密な連携により、建設に向 けて最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) 過日7月5日、当議会全員で畜産公社十勝工場を視察する機会を得ました。そのときに詳しく、取締役の方もおられましたし、工場長、専務、その他大勢の方々に詳しく質問等をして、いろいろ今の畜産公社の運営についてもお聞きする機会があったわけであります。

私も、釧路、根室から牛が十勝工場に運ばれて処理されているのを尋ねました。その答えは、 北見の事業所、十勝の事業所両方に分散しているという話で、十勝工場には、去年28年1年間 には5,437頭、北見事業所、東藻琴の事業所には3,600頭ぐらいが処理されたと、そういうこと で、合計しますと9,050頭というお話が伺えました。

このことが、もう約2年ぐらいこういう状況、標茶の牛ももちろん十勝工場のほうに運ばれているわけで、非常にこのことは、今さら私がくどくど申し上げることではございませんが、標茶町の酪農家、それから標茶町の農協の負担は、かなり続いておるということです。1頭当たりの運賃とか諸経費等も合わせますと、1頭では1万5,000円ぐらいずっと農家が負担をするわけで、これは恒常的にいつまでも続けられて、本当に今、農家も今は余り工場が、食肉加工場が標茶にできるということを期待しておりますから文句は余り聞こえてきませんが、ところどころで私の耳に入るのは、本当に標茶町にできるのですかと、随分時間がかかっていますよね、その点はどうですかという質問が随所で投げかけられて、私も返答に困っているわけで、再度この点について町長に、時間はかかっているけれども必ずこの食肉加工センターは建設するというお考えは、確認ですけれども、変わっていないのだろうと思うのですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

先ほどもお答えをいたしましたように、この施設が釧根の酪農畜産にとって極めて重要な施設であるという考え方、それで、その建設に向けて標茶町が最大限の努力をするという考え方はいささかも揺らいでおりませんので、ただ相手があることですので、いつ、どういう形でということは現時点では申し上げられませんけれども、今後におきましても、関係者一同、最大限の努力を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) これで私も聞かれたら、そういうふうに間違いなく標茶町はこれから も一生懸命、私たち農家も応援しますからそうやってもらわなければ困るので、今さら私もこ こで聞いて安心したというか、そういう気持ちで今はいますが。

それで、国の補助やなんかの申請、それから道のいろんな協議も重要だと思います。整備検 討委員会は何ら変わることなく協議を続けているというふうに私も存じておりますが、日程的 にどうなのでしょうね。年内にでも、今、私が言ったように、新たないろんな集約ができるの かどうか、日程的にはもっと時間がかかるのかどうかについて、その点はどうでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

一日でも早く実現に向けて取り組んでまいりたいということで、それ以上のことは、相手のあることでございますので、私のほうからいつということは確約できませんことも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

(「終わります」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 以上で5番、黒沼君の一般質問を終了いたします。 6番・松下君。
- ○6番(松下哲也君)(発言席) 私のほうからは、さきに通告してあります子供対象の町政 懇談会を開催してはということについて質問させていただきます。

各地域で直接、住民との対話ができる町政懇談会等が地域の要請で開催されておりますが、 そういう中では大変貴重なご意見、地域の要望等をいただけることができ、この町政懇談会開催ということに対する意義というものは、大変高く認識されていると思っております。

そこで私、一つの提案ですけれども、次の時代を担う子供たちにふるさとを愛する気持ち、また、住んでいる我がふるさとの課題だとか、これからのまちづくりについてどう思うかと子供たちと直接対話するということは、非常に有意義なものであると考えております。そういう中で郷土を理解し、人材育成だとか教育的な見地から行政の仕組みだとか役割だとか、そういうふうに教育的な観点から見ても子供対象の議会形式での町政懇談会として開催してはどうかと考えておりますけれども、ここで町長のお考えを伺いたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 6番、松下議員の子供対象の町政懇談会を開催してはとのお

尋ねにお答えをいたします。

初めに、町政懇談会は広報・広聴活動の一環として、地域会、町内会の声を聞き、行政課題をともに解決すべく地域会、町内会の要請により、事前に要望書をいただき、これに回答し、さらには懇談を行っており、地域と町がともに課題の解決のためには大変有意義な場面であります。

議員お尋ねの子供たちの声を直接聞く機会をということに極めて有意義であると考えております。子供を対象とした取り組みとしては、子供議会などが全国的な例としてあります。本町においても、平成12年に議会主催で子供議会が開かれ、斬新かつ有意義な意見が出されたことを記憶しております。間もなく新しい総合計画等の策定が予定され、未来を担う子供たちの声を聞き、反映することも重要なことと考えております。

今後、教育委員会とも十分連携し、こうした機会がつくられるかどうかも含め課題整理をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 6番・松下君。

○6番(松下哲也君) 今、町長のほうから、過去には子供議会というようなことで、子供た ちから直接意見を聞くということは、大変有意義なことであるという答弁をいただきました。

また、幅広くこの開催に当たっては、教育委員会等とも調整をしながらというような答弁をいただいたわけなのですけれども、そこで今、子供議会ということが言われましたけれども、私もどういう形でこういうことが開けるかということで、いろいろと私なりにも考えながら、いろんな方にもご相談申し上げたのですけれども、確かに平成12年、約17年前、初めて標茶町で子供議会というものが開催され、それ以降開催されてはおりません。今まで1回しか開催されていないということであります。

その当時の議会だより、また、道新、釧新さんの記事も探していただきました。そして、そのときのあれを見ますと、非常に有意義だとか子供たちの本当にはつらつとしたというような、また、堂々とした発言がなされているというようなことが新聞記事等にも載っておりますし、当時、平成12年の議会だよりにも特集として、いわゆる「標茶の未来をつくる子供議会」というようなタイトルという中で、全員のあれが掲載されております。非常に、私も当時の子供たちのこの意見を見ますと、なかなか大人の目では見えない、本当に斬新な意見というものが載せられていたということでは、我々議員、大人として気がつかない点が多々あるのかなということでは、やはり子供の目線で見た我が標茶の町、抱えている課題等というものは1回は聞くべきかなと、私はそういうふうに思っております。

また、この当時の発言者の中には、小学校6年生と中学校3年生を対象にして開催されておりますけれども、当時発言された子供議会の議員、その中では現在、私、知っているだけで2名の方が公務員になっておりますし、そのうちの1名は我が標茶の役場の職員にもなっております。

そういうことで、ぜひとも私はこういうことでやっていただきたいなと思いますけれども、 先ほど町長から広範囲に教育委員会との連携も深めながらということなのですけれども、やは りこれを開催するに当たっては、非常に多くの労力を必要とするし、いろんな手順を踏んでい かなければならないということでは、そこら辺の町側と、また、教育委員会側との協力体制と いうものはとっていただけるのかどうか、また、議会としての対応ということもありますけれ ども、そういうことでは協力体制をとっていただけるかどうかということをまず確認したいな と思っております。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたします。

私、議員の先ほどのご質問に対するお答えの中で、12年には子供議会を開催したということで、ただ、議員のお尋ねが町政懇談会ということで、手法等についてはどういうことかというのは、これからの検討課題にさせていただきたいと思っておりますけれども、子供たちの直接の声を聞くというのは極めて重要だということを申し上げたわけで、当然、子供たちの声を聞く場合には、教育委員会、学校等々で十分に課題等も整理をしながら進めなければいけないということで、そのように答弁をいたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。しっかりと連携をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 6番・松下君。
- ○6番(松下哲也君) 大変失礼しました。私も、どうしても平成12年子供議会が議会の活性 化を図るということで議会が主催したということで、どうしても頭の中でちょっといろいろと 混同しましたので、今回は町政懇談会という形の中での質問でしたので、そこら辺については 私も理解したいと思っております。

ぜひとも前向きに取り組んでいっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 以上で6番、松下君の一般質問を終了いたします。4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君)(発言席) それでは、通告に従って質問いたします。 初めに、入学前のいわゆる「入学準備金」の早期支給について伺います。

経済的に苦しい家庭の子供が小学校に入学する際、ランドセルなどの通学用品を買うために 支給される「入学準備金」について、文部科学省は4月4日、入学前から支給ができるように 運用を改めると発表し、来春の新1年生から適用されることになりました。

私は、今年度第1回定例会で現状の実態に合わせて前倒しで支給するよう質問しましたが、 町は「入学時前の援助の必要性については十分理解しているので研究していく」と答弁されま した。その後、道内でも実施が広がっていると報道されていますが、教育長が研究していくと ご答弁されましたので、まずその結果を伺いたいと思います。 それから、現在、支給されている金額は、小学校、中学校に分けてどの程度でしょうか。 また、仮に前倒しで支給する場合、その時期は何月が最も効果的と考えていますか伺います。 ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君)(登壇) 4番、深見議員の入学時前の「入学準備金」の早期支給を とのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、入学準備金の前倒し支給に関するお尋ねでありますが、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して支給する就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金につきましては、出費がかさむ入学時前に支給することで、保護者の負担軽減を図るということについては必要なことと認識をしているところであります。

議員ご指摘のとおり、入学準備金の支給につきましては、入学前で前倒しする動きが道内の 自治体で広がっているところでありますが、本町におきましても、この間、ほかの自治体の取 り組み事例等を参考にしながら研究、検討を行ってきており、現在、次年度からの前倒し支給 に向けて準備を進めているところであります。

次に、現在、支給されている金額についてのお尋ねでありますが、今年度、既に支給いたしました新入学児童生徒学用品費につきましては、小学校は対象者12名に対し48万7,200円、中学校は対象者15名に対し71万1,000円を支給しております。

次に、前倒しで支給する場合の時期についてのお尋ねでありますが、新入学児童生徒学用品費、入学準備金につきましては、小学校または中学校に入学する者が、通常必要とする制服やランドセルなどの購入に充ててもらうため支給するものでありますので、保護者が実際に購入をする時期に合わせて支給することが望ましいとは思いますが、通常の入学準備等を考えますと、入学期日の一月前までに支給することが適当と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 4番・深見君。

○4番(深見 迪君) 前向きな研究をしていただいてよかったなと思っているのですが、これについては国もそうですが、道も周知時期の具体的な把握、取り組みの工夫、こういうことをしている市町村の事例をどんどん情報提供、多分来ていると思うのですけれども、そして就学援助制度の積極的な活用を促すというふうに道議会でも積極的に答えているのですね。同時に、これはいわゆる子どもの貧困対策法というのがありまして、子供の貧困が学力にも大きく影響していると、これは国の研究の結果なのですが、6人に1人がいわゆる子供たちが貧困の状況にあると。これ現在ではもうちょっと多くなっているのかなというふうに思いますが、こういう背景もあって、いっときも猶予できないよという中でこれがうたわれているのですね。

それで、もう一回具体的に伺いますが、1カ月前と時期については何月を考えていますか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) 現時点で、今、スケジュール的な部分で申請をいただいて、いろん

なチェックをして、一定程度2月末までにはというふうには考えておりますけれども、実際に 初めてですので事務的な部分で3月の初めに入るかもしれませんけれども、タイミング的には 2月末ぐらいまでにはどうにかしたいという事務的な考えでおります。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) 基本的には、私は実務的なその辺の事務のありようについてはよくわからないのですが、就学前に入学準備金を前倒しで支給するという件については、今まではおおむね確定申告が終わって所得がはっきりしてからということだったのですよ。ですから、それをはっきりしないうちにやるということですから、それは3月でも2月でも1月でも、取り組みさえ早くすれば大して変わらないことなのですね。

そういう点で言えば、全国的にも前倒し支給というのは、最初は3月が多かったのですね。 最近は、1月とかあるいは年度越えの前の12月とかの支給が、つまり実態に合わないと、2月 や3月では。どうせ条件が同じであれば、もう一月、二月前に支給するのが妥当ではないかと いうことで、そういう自治体もふえてきるように思うのですね。実際に12月支給ということを 決めたところもあるみたいなのですが、この点についてはどうですか、そういう努力をする考 えはありませんか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

これまでこの制度については、直近の所得を基準に算出をしていた経過で、物理的に確定申告が実際には終わって、ですから3月中には無理だということでこれまで進めてきました。

それで、各それぞれ先行的な自治体で実施された事例を含めて研究をさせていただいて、実際に基本的には、その発生する年度で処理するのが基本的な部分ですから、特例的な考えで前倒しということであります。その考えから、実際にはどの所得を基準にするかというのはこれまでどおりで変わらないのですが、今度基準をある程度規定を変えながら、前々年度で仮に判定をするという形を含めて行うということで進めようとしております。実際には、所得の部分で保護者等に負担の少なく、かけないような形で処理が一度で済む、今、実際には所得の確認はマイナンバー制度によってこちらのほうで調べることができますので、そういった部分ではスムーズにいくのかなというふうには思っています。

あと、それからその時期なのですが、実際には申請行為あるいは周知期間を含めて、当初ですから入学の健康診断、一番保護者との接点があります。説明するのには入学の説明会が一番直近、来月行う予定ですけれども、その部分で一定程度の説明をしながら申請をしていただくような形で進めようとすると、実際にはタイミング的には12月末ぐらいに申請の有無を出していただいて、あといろんな書類のチェックから、手続からすると2月末ぐらいまでにはどうにかということでの今のシミュレーションの流れをつくっております。

ただ、これまでの部分でいろんなアクシデントがあるかもしれませんけれども、そういった 部分では今のところなるべく購入時期、一月前には多分用意されるので一月前ぐらいまでには という考えで2月末をめどに実施したいという、今の事務スケジュールで考えているところですので、将来的な部分は今の部分では、特にその前のという部分は、まだそこまでは考えていませんので、今時点では2月末ということで進めているところであります。

○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。

○4番(深見 迪君) 特例的な考えで前倒しというのは、国がそういうのを出したわけですが、なぜ特例的なというのはさっき私が言ったし、第1回定例会でも議論しましたのでこれは省きますけれども、きっと前倒しの時期というのは、これからこれがどんどん普及していくと動くのではないかなと思うのですね、条件は余り変わらないですからね。ただ、12月末に申請の手続を開始するという点では随分前進したかなと。あとは、正月を挟みますけれども、実務的な役場の頑張りかなというふうに思うのですよ。

どうして月にこだわるかというと、結構、入学準備というのは、最近すごく早くなっていますよね。中学校に入学する子供は、もう6年生でこれ支給を決めるわけですから、そういう意味では、ぜひこの支給期日をできるだけ早まるように努力していただきたいことと、こういうふうに入学前にいつごろ支給になるからということを周知徹底しておけば、それまで買い控えるというようなことも考えられるので、ぜひ努力していただきたいということを申し述べて、1つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

これは、前、同僚の後藤議員も、かなり詳しく調べられて質問した内容でありますが、その結果、トイレも新しくなって、すごく観光旅行客についても親切になったかなと、前進したかなというふうに思っていますが、私のほうからも長年の懸案事項でありましたので、1つ質問させていただきます。

サルボ展望台及びサルルン展望台についての環境整備。

国道391号沿い駐車場からサルボ展望台を経てサルルン展望台へ至るシラルトロ塘路線道路、歩道と言っていますけれども、整備について北海道に問い合わせたところ、主に振興局の環境生活課の管轄で、道の説明では、担当者が実際に歩いて修繕など対応しているとの回答でした。しかし、実際は、修繕、整備されていません。整備が早急に実現するよう再度働きかけるべきと考えますが、いかがですか。

入り口や遊歩道、展望台の案内表示板、説明表示板、展望台の望遠鏡の故障、これなんかは お金を入れても見えないと、そのお金を返してもらおうと思っても出てこないというようなこ とらしいのですね。それから、竪穴式住居跡の説明表示板等や手すりやベンチの破損など、訪 れる観光客に対し不親切で、さらには危険を伴う状況も見受けられます。早急に修理すべきで はないかと考えますが、いかがですか。

案内表示板がきちっとなっていないと、それは、もうあそこは山ですから危険です。それから、ベンチなんかも破損して、くぎがぼんと飛び出たままになっているのですね。そういう点で危険だと思います。

7月に、この問題について私どものほうで政府交渉を行いました。これは、環境という問題ではゆったりとしているというか、道も国もなかなか動きが鈍いので、直接政府交渉を行いました。政府の回答は、道の公園事業として取り組んでいるもので、1つは「自然環境整備交付金」、もう一つは「環境保全施設整備交付金」の2つの補助金があるので活用してほしいということでした。これを活用して早急に整備を行うべきと考えますが、いかがですか。以上です。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 4番、深見議員のサルボ・サルルン展望台及び道路と周辺環境の早期整備を行うべきとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、サルボ展望台及び道路と周辺環境の管理についてのお尋ねでありますが、現在、本施設は道が管理しているところであります。町といたしましては、日ごろより観光施設の確認を行っており、議員ご指摘のとおり修理等の必要性について認識しておりますことから、過日、釧路総合振興局の担当者に整備に向けての要請を行いました。振興局におきましても状況は承知しており、本町に対し、緊急度が高いとして正式に要望しているとの回答を得ており、その進展に期待を寄せるものであります。

次に、施設の修理についてでありますが、施設の管理につきましても主たるものは道の管理 となり、その件につきましても要請を行っておりますが、応急的なものにつきましては、道と 共同で現地確認を行い、できる限り早急に対応してまいりたいと考えております。

竪穴式住居跡の説明表示等については、平成15年度までは遺跡を紹介する解説看板と工事関係者向けの周知看板の2枚が設置されておりましたが、いずれもスプレー塗料によるいたずらと老朽化や付近の倒木などにより破損があったところから、現在は撤去しております。議員ご指摘については、一体的な整備の中で現地の状況を確認し検討してまいりますのでご理解を願います。

3点目の補助金活用についてでありますが、道が事業展開する際に活用できる交付金として 道も理解をしており、事業を進める際には、活用が検討されるものと考えております。

サルボ・サルルン展望台等につきましては、本町の貴重な観光資源であり、町といたしましても道への要請を続けるとともに、任務分担を行いながら環境の整備に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) 資金の面でも大体めどがついたということでいいですね。

それから、これは直接道の担当者、生物多様性保全課自然公園グループ渡辺主幹という方に 伺ったのですが、これは8月の末です。この方は、この補助金については全部使えるというこ とを回答していましたので、資金の点でもめどはついたかなというふうに思います。

これは、もう大分時期が、秋もだんだんこれから深まってくると思うのですが、年内に調査

は行って、来年度になってしまうのか、それとも年内に補修ができるのか、その点だけ教えて いただきたいのですが。

- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長・髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 道釧路総合振興局なのですが、担当のほうに私と担当係長と 2人で8月の下旬にお話がありましたので要請に、お話、説明しながらお伺いしております。

振興局の考えとしては、振興局が主体となって北海道のほうに、まず実用化に向けた要請を 行わなければならないというお話です。振興局としては、十分緊急度の高い観光施設だという ことを認識しておりますし、現地等についても確認しております。まずは、北海道に振興局と して要請した中で、新年度、事業化に向けた検討がされるということで、あくまでも決定事項 ではないのでありますが、振興局としては前向きに取り組みたいというお話をいただいたとこ ろであります。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) その際、私も実際、何回か上がって、年も年なのですけれども、頑張って上がったのですが、例えば人からお借りしている土地の展望台、サルボ展望台、1段目が実は、なかなか私、高くて上がれなくて、それで案内してくれた方の手をかりてよっこらしょと上がったという状態で、つまり何を言いたいかというと、その土地に観光客を案内する人たちがいっぱいいるのです。その人たちの意見を十分聞いて、調査するときに現地の人と一緒に調査に入ると、すごく有効で漏れなくできるかなというふうに思うですが、その点どうですか。○議長(舘田賢治君) 企画財政課長・髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 先ほど、松下議員の中で町政懇談会のお話もありましたが、 私、企画財政課に来てから3年目になりますが、毎回、塘路の町政懇談会の中でも要望事項と してありますので、調査の際には、十分地元のご意見も伺いながら進めてまいりたいと思いま すので、ぜひご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) わかりました。それでは頑張ってください。

次の質問に移ります。

次の質問は、公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の問題についての質問です。

端的に言えば、一番柱にしたいのは、桜南団地及び今後の公住建設にかかわって、今、住んでいる住宅に残りたい住民がいると、そのために必要な棟数を整備し、残してはどうかということが主たる眼目の質問であります。

初めに、桜南団地の建てかえ事業に対する入居者の意向調査を行ったと聞いていますが、その結果について伺うとともに、当初の計画の変更、改善などの考えはあるでしょうか。

新しい公営住宅に移転できる住民から喜びの声があると同時に、移転費用は措置されているが、新しくストーブなどを買いかえなければならず負担であるとの声も上がっています。この件について、どのように考えているのか伺います。

移転先の家賃については6年かけて移行する予定とありますが、それでも現状の家賃しか払 えない住民を中心に、今までの公住に住み続けたいと切望している住民もいます。何棟か営繕 をし、今の公営住宅を残しておくことも住民ニーズに応えた施策と考えますが、いかがですか。 移転費用について、時期を定めていますが、他の空き個宅に移転希望の場合、タイミングが あると思います。支給時期について柔軟な対応をしてはどうかと考えますが、いかがですか。 以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 4番、深見議員の桜南団地及び今後の公住建設にかかわわって、現住宅に残りたい住民のため必要な棟数を整備し残してはどうかのご質問にお答えをいたします。

初めに、入居者への意向調査の結果と当初計画からの変更、改善などの考えはあるかとのお 尋ねにお答えをいたします。

意向調査については、公営住宅等、長寿命化計画策定時にも行っておりますが、昨年から建てかえ事業が実施され、入居がえを進める中で、当初予定の住戸形式と入居者の希望に差異が生じたこともあり、再度、建てかえに関する意見と希望する住戸タイプについて意向調査を実施しました。対象27世帯に対し、20世帯74%の回答で、建てかえに反対の方については、3世帯、15%であります。大半の入居者が建てかえに理解をいただいていると思われます。その結果に基づく当初計画からの変更につきましては、要望の多い2LDK住戸形式に変えるべく、設計の見直しを進めていきたいと考えております。

2点目の入居がえに伴い移転費用の措置はされているが、新たにストーブを設備の負担増もあり、どのように考えているかのお尋ねですが、移転費用については、北海道用地対策連絡協議会による動産移転補償基準に基づき算出をし、国交省の補助限度額内としています。新たな整備負担については、公営住宅の整備基準の中に温熱環境に関する措置を講じることとしており、高断熱・高気密住宅においては既存の煙突式ストーブでは対応が困難であり、平成7年の建てかえ住戸からFFストーブ対応となっており、入居がえの方々にも事前にご説明をし、ご理解をしていただいております。

3点目の家賃の関係で入居がえを希望しない住民に対し、既存の住棟を営繕し残すことを考えてはどうかとのお尋ねですが、耐用年数を経過した住宅については、用途廃止または建てかえ等により適正な管理戸数と良好な住宅ストック整備を図ることとしており、公営住宅として住棟を残すことは困難でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

4点目の移転の時期に対して柔軟な対応をしてはどうかとのお尋ねですが、建てかえ及び住 戸改善事業における対象入居者の移転補償費については、交付金の申請と事前審査を受けるこ とで交付金対象となりますが、できる限り事前の聞き取り等で入居者の要望に応えていきたい と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番(深見 迪君) 私の質問の柱については、端的に言えばできないというご回答でした。 確かに、公営住宅ですから、さまざまな縛りがあって、法律もあってハードルが高いことは 承知しています。ただ、前に出された「公営住宅等長寿命化計画」の中では、平成26年度から 平成35年度の計画期間で、おおむね5年をめどに施策指標の点検・見直しを行うというふうに 書いてあるのですね。さっき町長が2LDKの戸数をふやすと言ったのは、いわゆる1LDK の入居者が希望者が極めて少ないと、2LDKの希望者がアンケートの結果非常に多いという ことで、当初の計画を変更したのだと思うのです。同時に、この長寿命化計画の中では、詳し い話は抜きにしますけれども、人口減少の動向等を考慮しながら、町民や入居者の意見を聞き ながら検討していきますよというようなこともはっきりうたっているのです。さっき27世帯に 向けてアンケートをとったと、戸数は28世帯なのですけれども、1軒入っていないので27世帯。 実は、私、そのアンケートに回答しなかったところの家にちょっと行って、お話を聞いてき たのです。すると、アンケートに反映していない数字で、いや、ここを残してくれたらありが たいと、このまま今いるところからでも引っ越してでも、今いる住宅に住みたいのだと。それ はもう、とりもなおさず6年かけて家賃がどんどん上がっていくわけですから、今の家賃で精 いっぱいなのだという意見なのですね。ですから、実際にアンケートに反映されていない人の 声もあって私はこういう質問をすることになったのですが、長寿命化ですから、町長がおっし やったように、耐用年数を経過した公住を残すことは困難だということなのですけれども、こ れはいろんな公営施設でも耐震なんかを施して、そしてそれに応えるやり方をしていると思う のですが、そういう点も含めて公住を今のままでいいという人たちのために、再度何棟か残す ということが、私はアンケートの結果についても、あるいは長寿命化計画の公営住宅の方針に ついても当たっているのではないかなと思うのですけれども、その耐用年数を経過した公住に ついても、困難ということは可能性もあるわけで、その点について何とか残すということを考 えることはできないのでしょうか。いかがでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

先ほどの要望の関係につきましては、議員ご指摘のとおりに、当初は1LDK、2LDKと3LDKが半々ぐらいだったのですが、直近の調査でいきますと、2LDKの希望が多く、それらのほうに向いていったというのが調査の結果であります。

今、お尋ねの何点か残せないかという部分ですが、前段町長から答弁させていただきましたけれども、公住法上でいきましても計画的に改善をしていくということによって、交付金の対象になっていくということになりますので、それらも含めて計画的な改修を行っているというのが実態でございます。

ただ、中に、また、過去の事例でもその中に残りたいという声はあったというふうに思いま す。ただ、それが家賃が上がるという部分、それからまだ使えるのではないかというふうなお 考えの中でそういうふうになったと思いますけれども、先ほどのもろもろの理由がありまして、 なかなか残すことは困難というふうにあります。

ただ、今、公住の改修が平成28年で8戸、29年で8戸、これから32戸というような予定がありますけれども、そこの中で、例えば残る、まだ耐用年数が来ていない、そこに移転する等の措置とか、そういう部分も対応の中では考えていけるのではないかというふうには思いますので、それらについては担当課含めて、できるだけ早目の相談をしながら対応していきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) そうすると、ニーズに答える可能性はあるということですね。今の住宅に残りたいというニーズに応える可能性はあるということですか。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えをいたします。

今、予定に入っている部分については、いずれも相談をしながら、これは改修をしていかな ければならないということであります。

先ほど言いました、まだ耐用年数が残っている計画に入っていない戸数のところに、空き状況を含めて、そこに移転をしていくということについては可能ではないかなというふうに考えるところでありますので、ご理解をいいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- $\bigcirc$  4番(深見 迪君) 私、役場が懇談会を持たないで、2度目のアンケートをとったというのは非常に住民のニーズを大事にしたやり方だったなというふうに、これは評価しています。そのアンケートに対して、今のところで、さっき副町長おっしゃったように、今のままでいいと、家賃の問題とか、それから大丈夫、住めるという意見も聞きながら、そういう回答を得られるようなアンケートをとっているのですよね。ですから、そのアンケートの回答をした方に対して、1棟になるか2棟になるかわかりませんけれども、それが十分応えた内容、確かに1LDKより2LDKのほうを多くしたほうがいいのではないかという、そういう意見に対しては応えたと思うのですが、その点について、今のままでいいのだという回答が出るようなアンケートをとっているわけですから、その点はぜひ大切にしていただきたいなというふうに思うのですね。どうですか。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えをいたします。

寄せられたご意見については、貴重な意見としてしっかり受けとめながら、そして今現状の 部分とすり合わせして、最良の方法を選択したいというふうに思います。

町長、後段での説明もありましたけれども、できる限り事前に聞き取りをしながら対応をしていくというようなことを心がけてまいりたいというようなことでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) その際、聞き取りというのは直接面談ということですか。そうしてほしいのですけれども、さっき言ったように、アンケートに答えられなかったというか、答えなかったというか、どこか行ってしまったとか、いろんな理由があって、わずか27戸のうち何軒ですか、7軒ぐらいですか、答えなかった方ね。ぜひそういうところにこれから聞き取りをするというのであれば、丁寧に聞いていただきたいなというふうに希望するのですが、どうですか。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えします。

具体的な方法はどうかというのは、ちょっとなかなか今お答えできませんけれども、基本的 に姿勢としてそういう姿勢で臨みたいということでございますので、ご理解いただきたいと思 います。

#### (「終わります」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 以上で4番、深見君の一般質問を終了いたします。 8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君)(発言席) 私は、質問通告により、日欧・EPA大枠合意がされたが 国、道に対して協定の撤回を求めるべきではないかについて質問いたします。

日本と欧州連合(EU)間の経済連携協定(EPA)が2017年7月に大枠合意に達しました。 具体的内容についてはさらに詰め、年内に決定すると聞いています。

また、2019年には発効するようですが、この件について畜産関係に限って8月2日に「日E U・EPA交渉の大枠合意に関する北海道ブロック説明会」が釧路で行われました。この大枠 合意が具体的に発効されたら、乳製品、チーズの関税撤廃によって、本町の基幹産業である酪 農は壊滅的な打撃を受けることが予想されますが、この大枠合意及び説明会の内容に対する町 長の所見を伺います。

この交渉は、平成25年より情報の開示を一切せずに進められてきたものであります。結果だけを知らせるやり方に生産現場からは多くの不満の声が上がっています。

また、今後についても、先行き不透明であるのが現実であります。このような状況に対して、 本町としても深刻に受けとめ、国、道に対して協定の撤回を求めるべきだと考えますが、どう ですか。

また、国及び道は影響調査、対策の具体化をどのように考えているのか、求めていってはい かがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 8番、渡邊議員の日欧・EPA大枠合意がされたが、道、国に対して協定の撤回を求めるべきではないかとのお尋ねについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおりEUとの経済連携協定は、平成25年4月より交渉を進め、本年7月に異

例のスピードで大枠合意に達しました。その主な内容は、脱粉、バターは低関税輸入額を設定、 牛肉は16年かけて関税を9%まで削減、チーズはソフト系チーズを製品ベースで16年目に3万 1,000トンへ輸入枠を拡大、さらに枠内税率を無税に、ハード系チーズは16年目に関税を撤廃 することが輸入に対する合意内容となっています。また、輸出については、お茶、牛肉、日本 酒など即時関税撤廃で合意がなされています。

1点目の大枠合意及び説明会の内容に対する所見についてのお尋ねですが、この件に関する 私の考えは、これまでも申し上げてまいりましたように、TPPやEPAを初めとする経済連 携協定あるいは自由貿易協定は、原則、関係国間での関税撤廃を目指すものであり、農業だけ の問題ではなく、地域経済や地域コミュニティの維持にもかかわり、雇用や食の安全など町民、 国民の生活にさまざまな面で直結する問題と捉えております。

2点目の国、道に対し協定の撤回と影響調査、対策の具体化を求めてはどうかとのお尋ねですが、農水省は、影響調査につきましては、省内にTPP等対策本部を設置し、11月をめどに日欧・EPAの影響試算と対策をまとめる考えを示しておりますので、その行方を注視し、内容によってはどのような対応が可能か、また、どのような措置が必要かを関係機関・団体等と協議し、連携して進めてまいりたいと考えておりますし、あわせて酪農畜産業の体質強化に資する効果的な対策や制度等の一層の充実を機会あるごとに国や道に要請してまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば、許します。 8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 最初の部分の説明会の内容に対する町長の所見をという質問をいたしました。

この説明会の中で農水省は「強い農林水産業構築のための基本方針」という資料を提出して私たちに説明したわけでありますけれども、事「チーズを中心とする乳製品」というような項目がありまして、この中で施策の例として「チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産拡大対策」「製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援」等々述べられたのですけれども、この中で、それではチーズ向けの生乳というのはどういうものを指すのかという質問をいたしました。その中で、私は何を、具体的にちょっとうまく意味はつかめなかったのですけれども、いろいろそういう専門の人に、こういうぐあいに農水省が答えたのですよというような答えを雪印の人なんかにも聞いたら、それってもしかしたらブラウン・スイスか何かを導入して、チーズ向けの牛乳を生産するようなことを意味しているのでしょうかねという、そういう意味の答えだったのでしょうかねということなのです。そういう意味では、北海道のこの標茶町において、このEPA交渉で大打撃を受けようとする状況下で、そのような答えしかしない、町長は、今、申し上げた生産性向上、競争力を高めるための農水省の答えに対していかがなように考えるか、ちょっと意見を聞かせていただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

説明会等について私は出席しておりませんので、どのような議論があったか等々については、 新聞等々の報道から推測するだけでありますけれども、先ほどお答えいたしましたように、11 月末に影響調査を含めて国の対策が示されるということになっておりますので、経過等ではな くて、その時点でどういう政策、対策が示されるか等々について、その行方を注視してまいり たい、そのようにお答えをいたしまして、私は現在もそのように考えておりますので、ぜひご 理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) それでは、今の大筋質問の2つ目の平成25年度より情報開示がされないままというところについての再質問をさせていただきます。

この情報開示がされないということが、ある新聞等で報道されている暫定発効ということ、 情報開示がされれば非常に大きな反発が世論として起き上がるのではないかという、そういう ことを考えて情報開示がなかなかなされないと。説明会の中でも、そういう情報開示がどうな っているのだという質問が出ましたけれども、恐らく出てくるのはノリ弁みたいなものしか出 てきませんよという、そういう農水省のほうの答えでありました。

そういう意味では、国が進めようとしている経済連携協定の中身が情報開示されないまま進められるということ、これは非常に北海道の酪農、ましてや地域、標茶の酪農にとっては将来どんな状況が起こるのかわからない、そういう意味では、この情報開示がされ、今、町長にお答えいただきましたように11月の情報が明らかになったそういう一つの経過を踏まえながら、早期の協定の発効等をさせない、ある意味では国、道に対して協定の撤回を改めて求めるべきだというぐあいに思いますが、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、TPPのときも、思い出していただきたいのですけれども、あれほど大きな騒ぎをして、結局、結果としてはTPP関連対策が非常に手厚かったということで、酪農家の皆さん、農業関係者は、これは非常に評価をしていると。そのことがこの何年間かの農協の好況にも非常に影響しているということは、これは農業関係者の全てではありませんが多くが知っているわけで、したがいましてEPA交渉ですからどういう形で情報公開、TPPとは違って情報開示をしないというルールはないわけですけれども、だから情報開示がされなかったからということではどういうことがあるのかということではなくて、何度も申し上げていますけれども、国として、それに対して影響調査等も含めてどういった対策を示していただけるのか、そのことが非常に重要だと私は考えています。

ただ、私がこの間、道や国に対して申し上げているのは、ぜひ消費者の視点、消費者のご意見をやはり伺って政策に反映をさせていただきたいと。TPPのときは、私は、かなり消費者

の声というものが反映されたのではないかなというぐあいに考えておりまして、ただ今回、そのことがちょっと抜け落ちているのではないのかなということは私は懸念しておりまして、機会といってもそれほど多くの機会はありませんけれども、いろんな場面でそのことは申し上げておりますということをつけ加えさせていただきます。

- ○議長(舘田賢治君) 8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 我が標茶町にも、チーズ工房を開いて本当に食の安全・安心を踏まえた活動をされている方々がいます。

ョーロッパの乳製品というのは非常に技術が進んでいて、日本のチーズの指南、指導を仰いでいるのはヨーロッパの先進的なチーズ工房等で、修業をされた方が日本で頑張っているという現実があるのだというぐあいに思います。そういう中では、これで日本のチーズ、世界で同等に輸出する力があるのかといえば、まだまだ先生と生徒の差があるというぐあいに言われています。そういう意味では、ましてやヨーロッパでは、こういう輸出産物には、農産物の補助金がしっかりと出されていて、現場でも生産活動が守られているという現実があるのだと思います。

そういう意味では、今、私たちがやらなければならないのは、本当に消費者の皆さんとしっかりと結びついて、少しは高いけれども、自分たちの目の見える範囲、自分たちの国土でとれたものをしっかりと食べて日本の農業、酪農を守るという、そういう立場に立っていってもらわなければ、消費者の方には、そういう立場で見ていただかなければならないということが大事だというぐあいに思います。そういう意味では、標茶でそういうチーズ工房、いろんな乳製品加工を頑張っている人たちに、本当に今後、頑張れるための、ある意味、町独自ででもそういう生産者を守る対策等、このEPAの影響下に置かれても、しっかりと生産のできる経営を守る施策を求めていきたいというぐあいに思います。

○議長(舘田賢治君) 休憩します。

休憩 午前11時44分 再開 午前11時47分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。 8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君) 消費者の視点に立って情報開示をしながらという点では、私も共通の 認識を持ちますので、この件に関しての質問を終了いたします。

次の質問をさせていただきます。

指定就労継続支援B型事業所「しべちゃコスモス」通所者の仕事の確保について質問いたします。

しべちゃコスモスの仕事の確保について、本年第1回定例会で町は、町育成牧場の委託事業

の提携をしていると答弁いたしました。現在は、羊舎での仕事ができなくなっています。羊舎での仕事は、しべちゃコスモスにとっての最も大きな収入源であったこと、これができない状態では通所者の収入減になり、意欲の減退にもなると考えます。現状をどう掌握しているか、また今後、この問題について社会福祉協議会と連携をとっているのか伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 8番、渡邊議員の指定就労継続支援B型事業所「しべちゃコスモス」 通所者の仕事の確保をとのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、指定就労継続支援B型事業所しべちゃコスモスにつきましては、社会福祉法人標茶町社会福祉協議会が設置運営をしており、その方針では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一般の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとしております。

1点目の羊舎での仕事ができなくなっている状態では、通所者の収入減になり、意欲の減退になると考えるが、現状をどう把握しているのかとのお尋ねにつきましては、社会福祉協議会から情報提供されているところでは、受託できなくなった綿羊飼育にかかわる受託事業分、例年ベースでいくと120万円程度が平成29年度において収入減となる状況であるということを確認しております。

なぜ受託できなくなったのかという点でございますが、今まで受託事業に携わっていました 指導員の方が退職をされ、その後任を募集したものの応募に至らず、指導員が確保できない中 では仕事の受託は困難であるという判断から、今年度については見送ったとお聞きをしており ます。

就労継続支援B型事業所は、一般の事業所に雇用されることが困難であって、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行うことを目指している就労系障害福祉サービスでありますことから、現状ではB型から一般就労に移行することはかなり難しく、1つ就労の場が確保できなくなるということにつきましては、議員ご指摘のとおり収入の減少を伴うものであり、通所者の自立に影響するものと考えています。

2点目の今後について、社会福祉協議会と連携をとっているのかとのお尋ねにつきましては、 常に社会福祉協議会とは情報共有を図りながら連携をとっており、協力できる体制を整えてい ます。

就労継続支援B型事業所しべちゃコスモスは、北海道の指定を受け、さきに述べましたとおり社会福祉協議会が事業所を設置し、運営していますことから、事業所として指導員を確保した中で事業を受託できる体制を整えることが基本であり、町としましては、自主・自立という方向性が事業所の安定的な経営を図り、何よりも通所者のために必要であるとの思いから、事業所がやるべきことと町としてできる支援は何かという役割分担を図りながら、今後におきましても社会福祉協議会と連携をし、障害を持つ方が地域の中で自立した生活が送られるよう各

施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君) 今、町長の答弁の中で指導員不足という、指導員が確保されないという実情の中でこういう結果になっているという答弁でありましたけれども、私も親の会の立場もありまして、何とかこの指導員の確保には努力といいますか、紹介等々をしながらやってきたつもりなのですけれども、どうもこの紹介をやっている最中に、指導員の立場というのは、社会福祉協議会がコスモスというところに指導員として招いて、その職員が羊舎のところに行って仕事をする。そういう意味では、社会福祉協議会のコスモスという人が、こういう人がコスモスの職員になって今度羊舎に来ますのでよろしくという立場ではないのかというぐあいに僕は理解していたわけなのですけれども、そういう意味では研修に行ったら、あなたは向いていませんとか、そういうことで採用になりませんでしたという社協のほうの回答なんかもありまして、その辺のどういう、コスモスで職員として採用して羊舎のところに通所者を連れていくという立場、社協の職員として雇ったのだから、この人を羊舎のほうではよろしくお願いしますというのか、それとも……

○議長(舘田賢治君) ちょっと休憩。

休憩 午前11時55分 再開 午前11時59分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) わかりました。

それで、幾度か議会のほうとしても、大規模のほうにお邪魔して、羊の事業が福祉事業として位置づけられているというような回答を場長なんかはしていただいたのですけれども、そういう意味で結果的にそういう状況下で、大規模といいますか、いろんな羊の状況やなんか等々を見て、何かこれから冬にかけて本当に子供たちというか、通所者の収入が大幅に減ってしまうという現実なのですね。そういう意味で、もし何かお考えがありましたら、この羊等の仕事に、牧場でそういう通所者が通えるような対策等がもしあればお聞きしたいなというぐあいに思うのですけれども。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 私のほうから、牧場だけの問題ではないのでお答えをしたいと思いますけれども、先ほどもちょっとお答えをいたしましたけれども、SDGsという中で、いわゆるこれは誰も置き去りにしないということを基本にしている中で、農福連携ということが非常に注目をされております。障害を持つ人が、いわゆる農業、畜産にどうかかわっていくのか、

これからそういった可能性もやはり考えていって、基本的な国連の考え方であるものをあらゆる場面で実践をしていきたいという流れになっておりますので、国もそれに対しては、実際の対策本部等もつくって、推進本部というもの、これは総理大臣が本部長になってやっているところであります。そういった中からも、いろんなこれからアイデアであるとか、いろんな提案があるのではないのかと思っておりまして、そういったことも含めて、本町において、畜産、農業だけの現場ではなく、障害者の皆さん方の雇用がどういった形で確保できるか等々については、みんなで知恵を出し合ってまいりたい、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君) 障害福祉計画の中身にも就労や生活活動の機会を提供するというぐあいに、一行ですけれどもありますので、今、農福連携も含め、しかしこの秋から冬にかけての仕事のこともありますので、どうか社協との連携をとって、コスモスの就労の機会をふやしていただきたいというぐあいに思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長(舘田賢治君) 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。 休憩いたします。

> 休憩 午後 0時01分 再開 午後 1時15分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続行いたします。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君)(発言席) 子育て環境の充実(授乳室、おむつ交換台の設置) について伺います。

私たちの時代というのは時代背景がありまして、こういうことが正直言って思いもつかなかったことですが、今、社会的に子供を社会の中で育てていこうという中での環境整備というふうに理解しておりましてご質問を申し上げます。

本町の出産人数は過去3年間いずれも60人弱の人数ですが、多少にかかわらず安心して子供 を産み育てることのできる環境づくりは重要と考えます。

子育て支援は、経済的支援のみならず、どこにいてもより子育てしやすい環境を整えることも重要です。特に、乳幼児を連れて気軽に外出できる町への第一歩を踏み出すには、授乳やおむつがえといったケアが必要不可欠です。いわゆる授乳室やおむつ交換台のついているトイレの設置などです。他町村の最近建設されている公共施設等、乳幼児が訪れる場所には必ず設置されています。

また、野外での諸行事においても、他町村はマタニティーマークをつけたテント式授乳室、 おむつ交換台が整備されている会場を目にします。本町にはマタニティーマークスペースは確 保されているでしょうか。

野外での諸行事、産業まつり、運動会、他の催し物などに授乳室やおむつ交換台が設置されていない状況と思います。庁舎1階の車椅子用トイレには、おむつ交換台はありますが、授乳室、おむつ交換台という名目で確保されているスペースはありません。

北海道は、「赤ちゃんのほっとステーション」という名称の授乳やおむつ交換スペースをふやすこと、また、それを皆さんに知ってもらうことの活動も進めています。子育て世代が乳幼児を連れて安心して外出できる環境づくりの一環として、室内外に授乳やおむつ交換台スペースの設置が必要と考えますが、いかがですか。

なお、屋外でのさまざまなイベント等で利用できる移動式テント、「赤ちゃんの駅」などがあります。

さらに、マタニティーマークについて、このマークの目的は、周囲に妊婦であることを知らせることで、妊婦初期から後期出産時までマタニティーマークをつけることで赤ちゃんとお母さんを守るだけでなく、周囲の人もさまざまな面で気遣い、妊婦生活においても安全性、快適さが確保できます。しかし、マタニティーマークはまだまだ認知度が低く、広く啓発することと、正しい利用について町民の理解が得られるよう取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。伺います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 9番、鈴木議員の子育て環境の充実(授乳室、おむつ交換台の設置)についてのお尋ねにお答えをします。

マタニティーマークは、平成18年3月に厚生労働省が発表し、妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけ、周りの者が妊産婦への配慮を示しやすくすること、緊急時に妊婦であることを知らせやすくすること、職場や公共機関などがポスターなどに使用し、妊産婦に優しい環境づくりを支援することをアピールできることを目的としています。

妊娠初期は、胎児の成長や妊婦の健康を維持するためにも大切な時期ですが、外見からは判断がしづらく、周囲の人にも気づかれないため、妊婦の外出はさまざまな苦労が生じる場合があることから、このマークを示すことによって、妊娠期を安心して過ごせる環境づくりを推進しているものであります。

本町では、母子健康手帳の交付時にマタニティーステッカーを配付しているところであります。

1点目の本町の公共施設内にマタニティーマークつきのスペースが設置されているのかとの お尋ねにつきましては、マークつきのスペースは現在設置していませんが、おむつ交換台につ きましては、役場及びふれあい交流センターの多目的トイレに設置をしており、また、授乳室 につきましては設置している施設はありませんので、今後、利用者の求めに応じ、現在、既存 使用されているスペースに間仕切りを設置するなど、スペースを確保する対応をとってまいり たいと考えております。

2点目の子育てしやすい環境づくりを進めるためにも室内外に授乳室、おむつ交換台の設置が必要と考えるがいかがとのお尋ねにつきましては、野外行事における考え方としましては、衛生面や防犯面の対応といった実施団体として設置可能な状況であるかどうかとの判断もあると思いますので、その中で情報提供を行いながらご理解を求めてまいりたいと考えております。また、公共施設に関する考え方としましては、現在あるおむつ交換台については、利用者に対しわかりやすい表示を工夫したいと思っております。

なお、スペースを確保できない施設に関しては、現状において管理運営できる範囲内で対応 を図ってまいりたいと考えておりますし、今後は、施設改修が施工される場合など、授乳室や おむつ交換台の整備を検討できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

民間施設に関しましては、それぞれの施設の管理運営にかかわる部分でありますので、町としては情報提供に努めさせていただきたいと考えております。

3点目の広く啓発することと正しい利活用について、町民の理解が得られるよう取り組みが必要と考えるがいかがとのお尋ねにつきましては、平成26年広報誌3月号で周知を図ったところですが、議員ご指摘のとおり、本町におきましても啓発の必要があるものと感じておりますので、機会を見つけ啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり、ハード面、ソフト面双方において子育てしやすい環境を整えるということは重要なことであり、できることから対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○町長(島田哲男君)(登壇) 9番、鈴木議員の子育て環境の充実(授乳室、おむつ交換台の設置)について、教育委員会に関してのお尋ねにお答えいたします。

初めに、公共施設内にマタニティーマークつきのスペースは設置されているかとのお尋ねで ありますが、教育委員会が所管する公民館、図書館、農業者トレーニングセンターを初めとす る社会教育及び体育施設には、現在、全ての施設において設置はされておりません。

また、屋外で開催する行事においても、これまでマタニティーマークつきのテント式授乳室、 おむつ交換台の設置はしておりません。

次に、今後の設置についてのお尋ねでありますが、教育委員会が所管する屋外での各種行事、 学校の運動会及び公共施設の対応などにつきましては、基本的な考え方は町長の答弁と同様で ありますが、屋外行事等での設置につきましては、実施団体並びに学校等との協議の上、必要 に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 対応して検討したいということですので理解をしていきますが、でき

るだけ早い時期に対応していただければ、ましてやマタニティーマークの認知度というのは、 まだまだ低いわけですから、十分な啓発活動をしていただきたいなというふうに思いますし、 先ほど町長のように、ある部屋で間仕切りをしてということですので、そのことは早急にでき るかなというふうに思いますので、ぜひに対応していただきたいなというふうに思います。

また、教育委員会からも協議をしながらということでしたが、特に運動会になると、若いお母様というか御両親が運動会に参加していると。自分も当時、昔、子供を育ててそうでしたが、授乳時期になると、結果として母乳のお母さんというのは外で授乳するという状況で、最近、そういう施設が整備されていなかったら、見たことあるかと思うのですが、肩から袋をかけて赤ちゃんにおっぱいを与えていると、赤ちゃんは、結局、その袋で顔を覆われているという、そういう状況なのですね。ですから、例えば運動会ですと、学校の空き教室、トイレだけは使用しているでしょうけれども、そこをマークをつけて授乳室対応だよということで周知してあげることもやっぱり大事な配慮ではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう学校等との協議も進めていっていただきたいなというふうに思いますので、もう一度お答えをいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えいたします。

マタニティーマーク、この関係については実際には、今、行っておりませんけれども、現状から申し上げますと、施設内で授乳室あるいはおむつ交換台が設置されていないのが事実であります。

それで、それぞれ今、一番必要としていた幼稚園の部分では、兄弟が多いと思いますので、 そういった可能性は高いと思います。現在の対応としましては、幼稚園2クラスあるうち、運動会ですと、1クラスを授乳室あるいはおむつ交換という部屋として確保して、それぞれ保護 者の方々に利用していただくという配慮をしているところであります。

学校も同じく、それぞれ運動会等、教室にはならないですけれども、保健室を代替としてスクリーンを配置した中での対応ということになっておりますので、その部分では一応必要に応じて対応しているところなのですが、そういった部分では大きなスペースがなかなか確保できないという部分もありますけれども、そういった部分で施設の管理者を含めて、必要に応じて対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「終わります」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。 続いて、11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君)(発言席) それでは、私は、標茶町のガイドマップを設置すべきということで、町長の所見を伺いたいと思います。

標茶町は、緑豊かな大牧場地帯、そして雄大な景観と貴重な自然を両方楽しめるすばらしい 町であります。しかしながら、近年、農業、農家の減少、企業の縮小等による人口減少が進み、 集落の消滅、小中学校の廃校などなど、年々地域、町の様子が変化していくのが現実であります。町長がいつも言われている、標茶に住んでよかった、これからも住み続けたい、その1つとして、私は私なりに町長に提言をしたいと思います。

町民が、町、地域の実態を知ることであります。町史では、本町、地域、地区のことを時系列で詳細に書かれていますが、一目見ればわかる、例えば国道、道道、さらには町道、国有地、町有地、国立公園、さらには学校、公の施設、集落名など案内地図的なものを駅前に設置することにより、町民にも、さらにはまた観光客、さまざまな方々に町を理解していただく一端になると思いますが、町長の所見を伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) 11番、本多議員の標茶町のガイドマップを設置すべきとのお 尋ねにお答えをします。

議員ご指摘のとおり、町民が我が町、地域を知るという視点は重要であると認識をしております。教育委員会では、子供のときから町に関心を持ってもらうべく、ふるさと教育を行っておりますし、大人の方にもぜひふるさと再発見をしていただきたいと願っております。

委員からご提案であります駅前の案内地図的なものは、標茶町観光協会の手により既に設置されておりまして、内容につきましては、主要な道路、公共施設、環境施設などが掲示されており、観光客の皆さんに役立っていただいているものと認識をしております。

また、各種パンフレットやホームページの活用により、本町のさまざまな情報提供を行っているところであります。さらに、道路情報や国立公園については、国、道さらに関係団体におきましても、同様に本町の情報が発信されているところであります。

本町の多くの情報を提供することにつきましては、町民、また観光客の皆さんに本町を理解 していただく点では意義あると理解いたしますので、今後、設置されている観光協会の看板や ツールの扱いや情報量などをどの程度にするかなど、関係機関のご意見も伺いながら今後も検 討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。

11番・本多君。

○11番(本多耕平君) 今の町長の御答弁で簡単にノックアウトされてしまったような気がいたしますけれども、先日、この意見書を出すときに、事務局とちょっと相談をいたしました。今、町長が言われたように、駅前に標茶のガイドマップがあるよということで、実は私、行きつけませんでしたので、すぐ行ってまいりました。行ってみたところ、これはあくまでも観光目的としている施設等々が大きく写真にクローズアップされて、確かに町長が言われるように道路等とも出ていますけれども、私は、あれを見て標茶の実態を知ることは決してできないということで、事務局のほうに再度この一般質問をいたしますということで1点いたした次第でございます。

そこで、私、今の町長の答弁で、子供たちも含めて、今ふるさと教育の中で子供が小さいと

きから標茶の実態を勉強させている、理解をしてもらっているとは言いますけれども、ではここにいる皆さん方が、まことに失礼ですけれども、本当の標茶の様子を知っているのか、例えば集落名、私も意見の中で言いましたけれども、数多くの集落が消滅しています。どういう集落が消滅したかということは、皆さんご存じでしょうか。

さらにまた学校ですね、先般、阿歴内あるいはまたは久著呂の閉校式がありました。私も参加させていただきました。昔懐かしい、いわゆる学校の名前、スライド上映がされました。えっ、こんなところに学校があったのか。あっ、あったんだな。これは当然、皆さんが、やっぱりこれから生きていくために、あるいは今の子供たちが理解していかなければならない過去を振り返ることも大事です。そういうことでは、きめ細かな内容をやっぱり知る、私はガイドマップを設置してほしいということを町長にお願いしているのです。

今おっしゃったように、あらゆる面でもって情報発信をしていると言いますけれども、町民の皆さんが、その情報発信、町長はしていると言いますけれども、確かになさっているでしょう。しかし、子供たちあるいはまた老人の人たちが、それを見ることができるでしょうか。

さらにはまた、今、これから東京であるふるさと会にしても、標茶を懐かしむという意味では、標茶の昔をやっぱり皆は語り合いたいわけですよ。そんな意味では、私はぜひこの問題をもう一度、ただ発信しているということではなくて、一目見ればわかるような、私はさっき言ったようないろいろな、国道も含めて全てを案内できるような看板を設置すべきというふうに私は願っているわけです。

さらにまた、先般の議員協議会で標茶町の公共施設の管理計画というものが出されまして、 その説明を受けました。そんな中では、今後、平成68年、40年後ですけれども、施設の保有面積を30%に削減したいのだというような、していきたいというような計画が出されておりました。そんな意味では、今ちょうど平成29年です。報道等々によると、平成30年というものあるかどうか、これはちょっと天皇の即位の関係と関係するかと思うのですけれども、町長は首をかしげておられますけれども、私はちょうど30年という、平成30年という一つの年代の刻みとして、標茶はこういう状態であったのだということを標茶で皆さんが知っておくべきだというふうに思うのです。

改めてお聞きいたします。単なると言っては失礼ですけれども、情報発信等々で、私は町民 が標茶を理解することはできないだろうというふうに思いますので、いま一度答弁をお願いい たします。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

これから標茶の町に対する情報をどういった形で提供しているのか等々については、議員も ご案内のように、世の中、急速に進歩といいますか、しておりまして、今の若い子供たちとい うのは、ほとんどスマホで情報を得るのですよね。だから、そういったことも踏まえながら、 例えばこの駅前にある看板という方法がいいのか、はたまたそうでない方法がいいのか等々、 それからやはり情報というのは、自主的なものだと思うのですね。どういう情報が欲しいかということは、多分世の中にはいろんなお考えの方がいらっしゃるのではないのかと私は思いますので、そういった意味で関係機関のご意見も伺いながら検討させていただきたいというぐあいにお答えをしたわけでありまして、正直言って私も子供たちと話していて、かなりのずれはあるというのは考えてはいるのですけれども、今の子供たちが、例えば先ほど松下議員のご提案がありました子供の町政懇談会等々でやったときに、こういった要請をされるのか、違う要請をされるのか等々については私どもちょっと承知しておりませんので、そういった意味も含めて皆様のご意見を伺いながら検討させていただきたいというお答えをしたわけであります。議員のご提案については、貴重なご提案だということで受けとめさせていただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。

○11番(本多耕平君) 受けとめるだけでは私はなかなか納得できないわけで、今、町長、子 供の話もいたしましたけれども、大人もそうなのです。成人の方々もそうなのです。失礼です けれども、質問の中で言いました、町道が750キロもありますよ、そんなにどこに町道がある のよ、これは多分皆さんが、本当にびっくりすると思うのです、町民の方は。予算なんか等々 で町政だよりには出ますし、しかしどこにあるのか、どうなっているのか、あるいはまた国道 が東西南北どこを走っているのだろうか、標茶町が香川県と匹敵するだけの面積があるとは言 うけれども、東西南北何キロあるのだろうか、全く私は、全くと言ったら私だけかもしれませ んけれども、わからないのですよ。湿原国立公園が景観がどうなのだとか、あるいはまた町有 地がどこにあるのか、これから予算がたくさん出てきますけれども、町有地の植林地は一体ど こにあるのだろうか、そういうことをやはり町民の方が、そのマップを見たときに、一目でや っぱり、ああ、こんなところに町有地があるのか、こういうふうに道道が走っていたのか、国 道が走っていたのか、町有地があったのか、そういうふうに、大変難しいようなことだと思う のですけれども、やる気になればできるのではないですか、平成30年という一つの年代の切れ 目で私は、ぜひ来年度、難しく考えれば難しいと思いますけれども、やる気になれば平成30年、 町はこういうことだったのだ、しかし昔は学校こんなにたくさんあったのだ、でもここはみん な閉校になってしまっているよ、今、学校あるのはここだけだよと、こういうことを子供たち だけではなく、あるいはまた標茶の町から去った方々が標茶に来たときに、昔、懐かしむ地図 を見られるような、そんなものを設置していただきたいことを希望いたします。最後にお答え をお願いします。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) ご意見として承っておきます。
- ○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君) 繰り返しますが、意見ではなく、ぜひ検討の材料として扱っていただきたい。間もなく12月の来年度への予算のことが始まると思います。ぜひ、その中での組み立

てをよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長(舘田賢治君) 以上で11番、本多君の一般質問を終了いたします。 続いて、1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君)(発言席) 私、櫻井一隆は、町長に答弁を求めるものでありまして、 件名は、くしろ湿原パーク憩の家かや沼の問題と今後の経営方針についてと、こういうことで 題をつけてございます。

質問の内容です。

町長は、平成29年7月20日に放送になった「みんなのテレビ」でのインタビューの中で、 「ほとんど債務超過の状態にある」と答えていたので、以下について質問をいたします。

1つ、8月末の収支状態はどのようになっているのか、また、債務超過に本当になっているのか、町民にしっかりと説明していただきたいと、こう思うわけでございます。

2つ目、第39期標茶町観光開発公社の総会資料によると、固定資産の償却はゼロ円となっているが、なぜに正当な償却がなされていないのか、これでは正確な経営実態の把握はできないと思うのだが、町民にわかりやすくそこらを説明していただきたい。

3番目、以前、町長は、経営責任は自分にあるが、金銭的に不足が生じたときは町より出資 させると言っていたが、今もその考えに変わりはないでしょうか、お伺いしたい。

4番目、定時株主総会(39期)が6月20日に開催されたが、会議の中で接待交際費として無期限の入浴優待券が年間300枚程度出されていたと聞くが、なぜに一部の団体にそのような特別な待遇がなされているのか、一般町民には、そのような特別な待遇は全くないわけで、不公平な話だと私は思うのですが、町長はどうですか。

5番目、憩の家かや沼には今も町職員が派遣されているが、派遣人数と派遣期間、そして派遣の目的、これを明らかにしていただきたい。

また、いつまでもこの派遣を続けることなく、早くもとの職場に戻すべきと私は考えるのですが、町長のお考えはいかがなものでしょうか。

6番目、早期に第三セクターではない公設民営に移行し、町長以下職員も取締役をおりて従来の職務に専念することが望ましいと思うが、町長はどう考えておられますか。

以上、6点についてお伺いしたい。

以上でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 1番、櫻井議員のくしろ湿原パーク憩の家かや沼の問題と今後の経営方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の8月末の収支状況と債務超過になっているのかとのお尋ねでありますが、8月末は 現時点で確定しておりませんので、7月末の概数として報告をいたします。

売り上げ見込みは2,496万7,000円で、販売管理費等を差し引くと54万4,000円の計上損失と

なっておりますが、繁忙期である8月、9月分の収入見込みではプラスの状況になるものと考 えております。

次に、債務超過につきましては、株主総会において説明をさせていただき、今般の報告書に も出ておりますが474万1,900円となっており、その状況に大きな変化はありません。

2点目の減価償却費の関係ですが、減価償却費につきましては、税法上、強制償却ではなく 任意償却となっておりますので、会計事務所に確認をし、決算状況を鑑み、計上を見送ったと ころであります。

なお、ご理解をいただくために必要とのことであれば、取締役会並びに会計事務所とも相談 し、次期の決算で検討させていただきたいと存じます。

3点目のお尋ねでありますが、本年6月の第2回定例町議会で、議員の一般質問にお答えしておりますが、経営責任は公社社長にあることは間違いありませんが、しかしながら代表者である私は町長でありますので、公人である町長が資金支援を行うことは好ましくないとの国の見解が示されているところであります。

また、総務省の指針にありますよう、第三セクターの経営の悪化が判明した場合、地方公共 団体が主導的に改革するとしたならば、町の判断としては大きく分けて、完全民営化、民間売 却、経営改善を前提に引き続き維持し地方公共団体による直営、清算するの4点が考えられま すが、民営化等は負債の清算がない限り困難であり、直営、清算は公社の倒産が前提でありま すことから影響が大きいと考えております。したがいまして、最善の方法は、町の支援を行い つつ、経営改善を前提に引き続き実施するとの判断をしたところであります。

4点目の一部の団体に対し年間300枚の入浴優待券が出されているとのご指摘ですが、そのような事実はなく、第39期の決算記録等を見ましても、当該団体へは50枚程度であり、これは敬老会などで参加者の皆さんに再度ご来館いただきたいとの願いをもって提供しているものと同等であります。

また、期限の記載がなかったとしたならば、それは事務的なミスであり、改善してまいりたいと存じます。

5点目、職員のサポート体制について、1月から商工観光担当職員3名、4月からは4名で交代でサポートをしております。憩の家かや沼は町の観光施設でありますので、その管理や第三セクター支援は町の業務としてかかわりがあることや、一連の不祥事対応などに当たっております。議員ご指摘の点は、公社の経営を正常化し、職員体制を整えた上で、可能な限り解消に努めてまいりたいと考えております。

最後のご質問にお答えしますが、将来的には、民営化も選択肢として検討してまいりたいと 考えておりますが、現時点では、影響が大きく、その実現のためには、まず経営の安定化を図 ることが必要であると思い、改善策を先行したいとの考えでありますので、ご理解を賜りたい と存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 1番目の8月末ではなく7月末にマイナスの54万円、この程度の赤字で今後は伸びるであろうと、こういうようなお話でしたが、私の手元にある38期対39期の対比では644万円の悪化になっていると。損益計算書、これは今、貸借対照表のことを言っているのですね。貸借対照表では644万円のマイナスであると、悪化していますよと。損益計算書を見ると、38期対39期を対比すると2,337万円のこれも悪化になっているなと、このように38期と39期を比べると、どうも町長が今言ったようなプラス指向にはなっていかないような気がするのですよ、まずそれが1つ。

それから、2つ目の39期の標茶町開発公社の資料、固定資産の償却、このゼロというのは、確かに町長がおっしゃっているとおり税法上の減価償却に罰則はないです。罰則はないですよね。だから、ゼロにしても8にしても町長は捕まることはない、それはいいのですよ。ただ、私が言っているのは、会計上は許されないのではないかな。ということは、実態がつかめない、仮に今あるこの固定資産を売却していったらどのようなことになるのか、そういうことをここは聞きたいのですよ。そして残存価格、今、持っておられる固定資産についての残存価格は、そうしたら一体幾らなのですかと、私はここでこう問いたいわけです。残存価格について答えていただきたい。

3つ目、以前、町長とのやりとりで、この経営責任、これは以前は充て職だからというお話もあったが、修正されて経営責任は私にあると。しかし、金銭的不足が生じた場合は、これは私も町長にお話ししたとおり、町長は選挙で選ばれた人ですから、町長みずから銀行に出向いていって金策するようなことはできませんね、だからほかの取締役会にそういうものをかわっていただいて裏判でも押していただいたらいかがですかという話もしましたよね。しましたよね。そのように、この金策をきちっとしないと、これを一般町民に求める、血税を出せとまだ言っているのかなと。もうちょっと何か違う方法を考えられないものかなというのが、ここで、3番目で僕が言いたいことなのですよ。

株主総会で先ほど入浴券の優待券が300枚あったと言ったら、町長は否定された。本当に、 町長、お聞きしますが、この無期限の入浴優待券なるもの、これお調べになったのですか。み ずからお調べになって、ないと、こう断言されたのですね。それを確認しておきます。

それともう一つは、憩の家かや沼には町職員が派遣されております。これはいいのですよ。いいのですけれども、いつまでこのようなローテーションを組みながら、多くの職員を派遣しているのか。その目的が町民に対する接客のあり方であるとか、言葉使いであるとか、そういう教育も含めての派遣というなら私はまだまだのみ込めるところもあるのですが、私の目からすると、どうも公社経営の人件費の削減に充てられているような気がするのですよ。これ、私のうがった見方かな。私のうがった見方ではないと僕は思うのですがね。

それから、6番目については、これはやはり町長は商売に向いておられないと自分も思って おられると思うのですよ。だから、本来の町長の姿になるべきだ、私はそう思いますよ。やっ ぱり町長は、憩の家の経営者にはちょっと不向きではないかなと。第一余り商売のことをご存 じないのではないかと、失礼な話ですが、こう見ているわけですよ。ですから、町長、副町長、 それから専務さんも含めて、早くもとの椅子に戻ってきてくださいや。そして、町民のために 町民のための運営を、町政を行っていってください。これを望んでいるのです。わかりますか。 何か質問があれば受けますよ。

(「答弁いただくんだよ。質問じゃない」の声あり)

- ○1番(櫻井一隆君) 答弁いただくのか。では、ごめんなさい、答弁をいただきます。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 何点かの質問で、細かい数字等につきましては、副町長のほうからお答えをいたしますけれども、今、議員がおっしゃった中で、経営責任について最初は充て職だからないと。これ経過等をぜひ調べていただきたいのですけれども、最初から金の工面はというお話がありましたので、それは私は違いますと申し上げたわけで、私、途中から決して修正して経営責任があるなんて申し上げていないので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

経営責任というのは、当然、社長であるわけです。ただ、私は、第三セクターのあり方云々 からいって、町長である私は資金の工面はできないし、無報酬である取締役には資金の工面は お願いできないということをずっと申し上げていたわけで、そのことに関しては私ども先ほど 申しましたように、第三セクターのあり方等々については、これはいろんなお考えがあると思 いますけれども、国の考え方、また、他の町村のいろいろな、議員の皆様も先般、施設研修に 行かれたということでありましたので、その中で他町村の第三セクターのあり方等々について は調査をされたものと私は理解をしておりますけれども、そういった中で、結局、町の支援が なしに第三セクターを運営しているという例はひょっとしたらあるかもしれませんけれども、 それほど多くはないのではないか、そういう意味で私は、憩の家かや沼というのは、設立の経 過からいって町民の財産としてみんなで守ろうとしてやってきたと。したがいまして、こうい った時期にきたときに、経営資金の工面については町からと、それが今までの皆さん方の合意 ではないのかなということを申し上げたわけですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。 それから、今、職員等の派遣というご質問でありましたけれども、私どもの考え方につきま しては、先ほどから申し上げましたように、本来業務との関係等々から今の体制になっている と。公社の経営を正常化した後に、できるだけ職員体制を整えて、可能な限り解消に努めてま いりたい、その後からの当然、町としてのかかわりをなくすということではなくて、それは若 干違ったものになるということを申し上げておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思い ます。

それから、ちょっといろいろあったので、ひょっとしたら答弁漏れがあるかもしれませんけれども、数字等につきましては、ただいま副町長のほうからお答えをいたしたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 副長長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) ご質問あった部分でお答えをしたいと思いますけれども、まず1つ、

38期と39期の比較をされていたと思いますが、今、39期の、先ほど町長が答弁申し上げましたのは、平成29年7月までの損益計算書の中での答弁であります。それで、28期と29期の差でいきますと、収入もありますけれども、それにかかわる売上原価、また、販売管理費がありますので、それらについての減少もありますので、結果的には、そういう形の数字が上がってきているというふうにご理解をいただければというふうに思うところであります。

それから、償却資産の関係がありましたが、そういう部分では議員がご指摘のとおり、税法 上認められているという部分で、これまで実際には強制償却なり任意償却ということでしたの で、会社の判断としてはマイナス部分もありますので、それについては計上しないという判断 をしたところでありますけれども、町長の答弁ありましたように、今後、理解をいただくとい うことであれば、次年度の決算の中で検討させていただきたいというふうに考えているところ であります。

残存価格でありますけれども、貸借対照表のところに出ています固定資産の現状、810万円 強が残存価格としてあるというふうに思っているところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 800万円あるのか、残存価格。
- ○副町長(森山 豊君) 以上でありますが、あと先ほど最後の実際に公設民営化に移行していくべきだという部分では、町長から答えた部分でありますけれども、そういう部分では、将来的にはそれらが選択肢としてあるということですけれども、現状お答えしたように、4つの選択肢があるとすると、そこの中では、それぞれのリスク等があります。今、最善の方法を選択しなければならないということであればということでの今の選択でございますので、それについてはご理解をいただければと。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 先ほど大事な答弁漏れがありましたのでお答えをしたいと思いますけれども、私が経営者として不向きであるというご指摘でありますけれども、それはいろいろなお考えがありますし、多分議員もいろいろな経験を踏まえた上で高いご見識のもとに申されていることだと思いますので、それに対してあえて否定はいたしませんが、私は公社の社長を仰せつかったのは町長になってからでありまして、これは何度も申し上げていますけれども、町長が公社の社長として憩の家かや沼の経営の立て直しを図るということで、皆さん方の先輩を含めて、町民の多くの皆さんが決定をされたことであります。議員の意見はご意見として承っておきますけれども、そのことを判断されるのは、これはやはり議会の全員の皆様方だというぐあいに思っておりまして、私が商売に向いているかどうかという、そういった個人的な話と、それとはまるっきり違う話だということをつけ加えさせていただきたいと。

(「答弁漏れ」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- 〇副町長(森山 豊君) 先ほど答弁漏れがありました。入浴券の関係でありますけれども、 調査したのかということでありますけれども、第39期の支出、内容等を確認させていただきま

して、一部団体に300枚が流れているという事実はございません。

(「もう答弁漏れはないのかな」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 収支については後ほどまた出てきますから、そのときに去年の決算ですか、それが出てきますので、その中でちょっと見させていただきたいなと。これは持ち越しますわ。

だけれども、その償却資産の、それは残存価格は810万円と副町長おっしゃいましたかね、 確認したいのですが。

(何事か言う声あり)

○議長(舘田賢治君) 残存価格ではないでしょう。それは有形も無形も入れての話でないのか。

(何事か言う声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) 39期の貸借対照表の中でありますけれども、先ほどありました固定 資産総額といいますか、有形固定資産で784万5,000円ほど、それから無形固定資産で21万 1,000円ほど、その他で1万円がありまして、合わせまして810万円というふうにお答えしたと ころでございます。
- ○議長(舘田賢治君) 1番·櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 私が答えを求めているのは、固定資産の残存価格は幾らになっているのですかという、こんな減価償却のゼロというのはわかっているのですから、あえて聞くことないのですよ。固定資産の償却はゼロ、こういうふうになっているのですよ。ですから、私は質問を変えて残存価格は幾らになっているのでしょうねと、こう問うているわけなのですよ。
- ○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時07分 再開 午後 2時20分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 大変申しわけないです。混乱させてしまいました。

39期の残存価格については、おおよそ360万円程度と、こういうことで理解してよろしいですね。

そういうことで次ちょっと行きたいのですが、先ほど町長は、経営責任について、私はスタンスは変わっていないと、初めからそういうスタンスだったと言っておられるのですが、28年12月28日、ここで臨時議会があったときです。どういう議案だったかというと、1,000万円追

加してくださいという、臨時議会で招集され、その質疑をした覚えがあるのですが、そのとき 私は、この1,000万円についての、貸すことはいいが誰に請求すればいいのですかと、どなた に貸せばいいのですかと、経営責任者は誰ですか、会計責任者はどなたですかというお話をし ました。そうしたら、充て職であるからその責任はないのだよと、こういうお話でしたので、 あららら、そうしたら2,000万円仮に貸したとして、2,000万円になったときに、どなたに請 求をすればいいのですかと、会計責任がないのだったら、誰にも請求することできませんねと、 こういう話だったと思うのですよ。もう一度議事録を精査してください、ちゃんとそのとおり 載ってございますので。

ですから、町長の苦しい立場もわかるけれども、やはりここまで来てしまったら、潰したくないのだったら残っているのは増資しかないのですわ。早目に増資すればこんなことにはならなかったのだけれども、残念ながらここまで来てしまったから、町長は町民に血税を出せと、こういうふうにお考えになっておる、その考えは変わっていないと、このように私は理解しました。

問題は、4番目の300枚の無期限の入浴優待券なるもの、これは株主のほうから出ていろんな説明があったと思うのですが、私はその場にいなかったのでちょっと残念だったのですが、町長も何かびっくりしたようなこと、初めて聞いた話でしょう。この無期限の無印のというかな、入浴のための優遇招待券、こんなものあるはずないと思っているはずですよ、聞いてびっくりしたのです。だから、それについてちゃんとお調べになりましたかと言ったら1枚もないと、そういうことですよね、ないということですからね。ないと言いましたね。これは後で大変なことになると思いますよ。

そうして、本当に裏にいろんなものが、この変な優待券のおかげで出てきているのですよ。 ここではちょっとマスコミがおるから言えんですわ、恥ずかしくて。本当、本当ですよ。もう 一度、この無期限の無印の特別な優待券なるもの、これをもう一度調べてくださいよ。だって、 一般の株主さんにさえ期限が入っている、そして限られた1株何枚という券しか過去には行っ ていないのですよね。だから、株主にも行っていないような、そういう優待券が存在している ということ自体、株主総会でもちょっともめたようですけれども、これ以上話しすると、ある 団体が非常に困るのではないかと思いますが。

あとはもう一つ、最後になりますけれども、今度6番目に行きますか。第三セクター、これを公設民営にしましょうという話なのですよ。地方自治法の公の施設という項目がございますよね、地方自治法第244条の2、11項あるのですけれども、これの11番目のところに「当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部停止を命ずることができる。」とあるのですよ。町長は、これについてはどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

先ほど一番最初に、まずは期限の記載がなかった、そういった入浴優待券がなかったとは私は申し上げておりません。ただ、議員がご指摘になった団体へは50枚程度であれ、それはどの優待券か、それは今、確認する術がないものですから、もしそれが期限の記載がなかったとすれば、それは事務的なミスでありますので、これから先、改善してまいりたいと、そのようにお答えをしました。これは議事録を精査していただいて結構でございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、第三セクターの将来的な話につきましては、私、最後に申し上げましたように、将来的には民営化も選択して検討してまいりたい、それと現在の第三セクターの状況が、本当に懲罰的にやめさせるという状況なのかどうかについては、これは意見の分かれるところでありまして、過日、経営改善計画をお願いした中小企業診断士の方からも、ひとえにこれは人的な要因が大きいわけであって、そこを改善すれば十分経営は元どおりになるという診断書を私どもいただいておりますので、そういった意味で将来的には、ただ、何度も申し上げておりますけれども、今、短期的にハードランディングをするということは非常に影響が大き過ぎると。したがって、これは時間をかけて、もう少し将来はどうしたほうがいいのかということを広く皆様方のご意見も伺いながら検討してまいりたい、とりあえず雇用の問題もあることですので経営の継続をしてまいりたい。

それと、商売に関して確かに私は能力がないかもしれませんけれども、私は客商売というのは1回店を閉めたら、その影響は非常に大きいと、そのように判断、それが経営者として不適格かどうかは別にしまして私はそのように考えておりますので、何とか経営を続けながら、今回も、あした提案をさせていただきますけれども、長期間の融資をいただいて、それを長期間で返すことによって、その中で検討してまいりたいということをこの間、何度も申し上げておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) これでやめようと思ったのですけれども、また入浴券が50枚程度という話が出たので、またもとに戻ってしまったのですが、このある組織、団体、だんだん油っこくなるから僕、本当は嫌なのですよ、標茶の恥をさらしているようで情けない限りで。ある団体組織に初め50枚と言ったのだけれども、やがて100枚になっている、100枚程度というふうに修正になっているのですよ、ある人がそう言っておられるのですよ。自分も使って入浴をしたと、友達とも行ったと。また、その団体の事務局、それが入浴期限が短いから長くしてちょうだいよと、こういう話もあったと。ですから、この入浴優遇招待券なるものの正体は一体何なのだと、こういう話ですわ。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 重ねてお願いをしたいのですけれども、私どもは、結局調べられる範囲の中で調べて、議員が今ご指摘になったようなことが、それは事実かどうかというのは私どもうかがい知ることはできませんので、確かに私も株主総会のときに無期限のということを聞

いてびっくりしたのは事実です。というのは、営業上、私が預かって優待券を配っておりますので、私は、とにかく年度当初になれば、いろんな方々に、ぜひ御利用をお願いしたいということで配っています。それには必ず半年間なりの期限を設けてやっておった、だから期限のないものが出ているということは、私は初めて聞いたのでびっくりをした。ただ、それは先ほど言いましたように、今となっては調べようがないので、もしそういうことがあったら、それは事務的なミスであり、改善してまいりたいということを申し上げた。

私、この間、ずっと申し上げていますけれども、過去の経営に対して全て正しいなんて私ども申し上げているわけではないので、改めるべき点は改め、なおかつそれをどうやって将来的な憩の家の経営につなげていくか、それを私どもは考えるべきではないのかなということを申し上げているわけです。そのためには、やはり安定的な経営がまず大事であり、第三セクターに対しては、いろいろなお考えがあるかもしれませんけれども、社会通念上、一般常識の問題として第三セクターに対して町が支援をするということは、それほど特別なことではないということは、多分これはもう幅広い政務調査を行われている議員にあってはご理解をいただいていることだと私は思います。そういった意味で、私どもは提案はさせていただいている。私どもは、やはり憩の家の問題については、過去2年間については特殊要因でやるもの、通常年に戻して全員一丸となって、あの魅力を発信していけば、それは町民の皆さんが、最初に設立の経過のときに多くの出資をしてスタートしたときの、標茶の財産として守りたいと、そのことをやはり未来につなげていくことが、今、私どもの使命であると、それが私は町長としての仕事であるということでずっと提案をさせていただいているわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

#### ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 座れと言うから座ってしまったのですけれども、やっぱり腑に落ちないのは、その町長の思い、これはわかりますよ、何とかしたいと、最高責任者として陣頭指揮してきた以上、ああだこうだ言われるのも尺に合わないでしょうし、九州男児の名折れだと、こう思っておられるでしょう。だけれども、それはそれとして、この無印のわけのわからない招待券、これは本当に私も納得いかないのですよ。もう一度、もう一度、調べ直してくださいや。こんな投書もあるのですよ。おっかなくて発言できない、こんな投書は。もう一度きちっと調べ直してください。次の何か機会があると言いましたね、そのときまでに招待券なるもの、これを調べていただくということで、私はこの質問を閉じさせていただきたいと思います。

## ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君) 先ほど来質問のあります入浴券の関係でありますけれども、これにつきましては、今般の販売経費の中にもあります138万980円の内数だというふうに思っております。これが株主総会の中で、内容はどうなのかということで確認を受けました。その中で、私どもが十分調べた中では、138万980円の中に今現在ご指摘している団体のところに渡っているのは50枚程度ということでの記録が残っていまして、この数字とは合致しているところであ

りますので、私どもは、これが間違いないというふうに認識しているところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) だから、もうやめようと思ったのだけれども、合致していないからもう一回調べてほしいと言っているのですよ。合致していないのですよ。あなたが持っておられる書類、私もある程度はわかっているつもりです。だけれども、それを論ずると、だんだん深みに入っていってしまうのですよ。だから、この程度でやめますけれども、もう一度うそのないところをきちっと出していただきたい。

これで、私の質疑は終わらせたいと思います。答弁あるのですか。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) 先ほど来、何度もちょっと重複するかもしれませんけれども、私どもが持っているその詳細の資料、それと決算の部分でいきますと、そこの部分では、ご指摘の団体と思われているものは50枚程度ということの記録しか残っておりませんので、それ以上もそれ以下もないというふうに私どもは認識しているところでごさいます。
- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 堂々めぐりになってしまったので、これでやめます。 どうもありがとうございました。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。 以上をもって一般質問を終了いたします。
- ○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時37分 再開 午後 2時50分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号

○議長(舘田賢治君) 日程第8。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君)(登壇) 報告第5号の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、土砂の運搬で国道391号線を走行中、標茶町字栄75の4の旧栄小学校付近で発生した事故で、相手方との示談が成立し専決処分をしたところです。

なお、安全運行につきましては引き続きより一層の徹底を図り、再発防止に万全を期したい と思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。 以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものであります。

次ページに移ります。

#### 専決処分書

平成29年6月14日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

- 1 損害賠償額 38万円
- 2 相手方 釧路郡釧路町鳥通西8-82、八島雅幸

専決処分年月日は平成29年6月23日であります。

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。

説明資料1ページ、報告第5号資料をお開きください。

発生の状況 茶安別地区の農道補修のため、町有ダンプトラックに土砂を積載し運搬するため国道391号を走行中、栄の道路の段差により荷台の土砂が跳ね落ち、後方を走行していた相手方車両に落下に損傷したものです。

損害の賠償額38万円。その内訳は車両修繕費で、フロントガラスの取り換えと塗装費用となっております。

過失割合でありますが、町が100%となってございます。

以上で、報告第5号の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

- ○12番(菊地誠道君) ただいま説明受けましたけれども、私もあそこを時々通るのですが、 それほどの段差もあるとは思えないし、今いろんなトラックで荷物を積んで走っていますけれ ども、特に土砂については運行上うるさくて、側はもちろん囲っていますし後ろも昔と違って こういったことがないように、ちゃんと形を整えてそういった方法で運行しているはずなんで すがね、その辺についてはどうなんでしょうか。説明願います。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) お答えいたします。

本件の事故につきましては、建設課の道路維持作業中の直営作業の最中に起きた事故でございまして、詳細につきましては先ほど副町長のほうから説明があったとおり、磯分内地区に堆積しておりました土砂を町有ダンプトラックに、町のほうの直営作業で積み込みまして、それ

を運搬する作業でございました。積み込み作業にあたりまして当日の状況を確認しましたところ、やはり積込み方に一部片寄りがありました。後方のほうに寄った形で積まれていたという状況がありました。それを平らにならした状態で走行すればこのような事故は起きなかったと思うのですが、作業においてそこに不手際があったということでこのような事故を起こしてしまったという状況でございます。

対応につきましても、すぐに安全会議等を行いまして、慣れた作業で行った中で起きた事故 でございますので、十分これから安全作業の徹底ということで確認して、以降の作業にあたっ ておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

## ◎報告第6号

○議長(舘田賢治君) 日程第9。報告第6号を議題といたします。

本件の内容説明を求めます。

企画財政課長・髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 報告第6号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況 につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月20日に開催されました第39期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が7,916万2,856円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は、マイナス644万2,828円の赤字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第6号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光 開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第39期事業年度営業報告及び決算

冒頭、報道等によりご承知のことと存じますが、前支配人による不適切な会計処理等が発覚 し、混乱を招き、また、極めて厳しい経営状況等により株主様にはご迷惑をおかけしておりま すことを心からお詫び申し上げます。

第39期は、道東道の阿寒ICまでの延伸により道東方面への入り込み客が期待できる状況となり、憩の家かや沼としても、利用増加の期待を寄せていたところであります。

しかしながら、調理員が退職し、その補充が思うに任せず、宿泊、宴会、仕出しの数を制限 せざるを得ない経営環境が続き、また、度重なる台風の影響等もあったことから入り込み客数 も頭打ちとなり、結果として、総売上高は対前年比19%減となり、一般管理費を17%縮小させ たものの、大幅な赤字を計上するに至りました。

利用状況の詳細につきましては、宿泊は前年対比20%減の3,949人、一般入浴客は2%減の4万4,501人、その他、日帰り宴会は7%減、レストラン、仕出し等については32%の減であります。現状の把握並びに改善を行うべく、中小企業診断士による診断を受けたところでありますが、入浴売り上げは堅調であり、人員態勢を整えて営業を正常に続ければ安定経営できる施設であるとの診断結果が出ております。

今後につきましては、人的体制を整え、サービスの向上も図りながら職員一丸となり健全な経営環境の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願いし、第39期の事業報告といたします。

1.会議関係、2.監査の状況、3.株式の状況、4.公社役員の状況、5.従業員の状況につきましては記載のとおりでありますが、説明については省略とさせていただきます。

#### 6. 決算状況

#### 貸借対照表

資産の部。流動資産は現金・預金、立替金までで480万1,430円。固定資産は有形固定資産、 無形固定資産、投資その他の資産で810万6,709円。資産の部合計は1,290万8,139円です。

次に負債の部。流動負債は買掛金から未払法人税等までで1,765万39円で、負債の部合計も 同額です。

純資産の部。株主資本は資本金に利益剰余金を加えたマイナス474万1,900円で、繰越利益剰余金はマイナス3,474万1,900円となります。純資産の部合計はマイナス474万1,900円で、負債・純資産の部合計は1,290万8,139円です。

#### 損益計算書

費用の部。売上原価2,021万2,021円。販売管理費及び一般管理費6,690万2,003円。営業外費 用24万6,240円。特別損失、法人税等充当額で20万6,122円。当期純利益マイナス644万2,828円。 収益の部。売上高7,916万2,856円。売上総利益5,895万835円。営業利益マイナス795万1,168円。営業外収益196万702円。経常利益マイナス623万6,706円。収益、費用の合計8,112万3,558円。

### 販売費及び一般管理費

旅費3万5,000円から雑費111万9,366円までで、合計6,690万2,003円。

7. 利用状況でありますが、日帰り 4 万4,501人、前年比マイナス717人。宿泊3,949人、前年比1,002人の減。宿泊の比率は道内が標茶町、釧路管内、その他道内市町村合わせまして58%、道外42%となっております。

### 第40期事業年度営業計画

## 【総括】

第40期につきましては、前期の極めて厳しい結果を受け止めるとともに、中小企業診断士の 診断をもとに、職員一同、さらなる努力を重ね、健全な経営環境とすべく取り組んでまいる所 存であります。

憩の家かや沼は、釧路湿原から連なるシラルトロ湖岸に位置する絶好のロケーションにあり、 JRとの連携、タンチョウ、自然散策、キャンプ場、パークゴルフ、ワカサギ釣りなど、既に あふれんばかりの観光資源に恵まれ、道内屈指の良質な温泉、宿泊機能、バーベキューなどの 強みと組み合わせると、無限のポテンシャルを持っているといえます。そのポテンシャルを生 かすためにも、情報発信を強化する必要があり、さまざまな媒体を利用し発信してまいります。 経営にあたっては、人員体制と管理体制を強化しつつ、お客様の満足のいくサービスの向上 や新メニューの開発、さらには送迎バスによる集客力アップを図るとともに、コストダウンを 追及し、健全な経営環境を構築してまいります。

以上、町民はもとより多くの利用者に愛され、ご利用いただける施設となるよう、全力で取り組んでゆくことを基本方針といたします。

#### 【重点事項】

営業部門と経営陣が一丸となり、経営の安定化を図るため、

- ① お客様に満足頂くおもてなしの意識強化
- ② 温泉をはじめとする魅力の情報発信
- ③ コスト意識の向上
- ④ 社員相互の連携強化の4点を重点項目といたしております。

次に、収支計画

収入計で1億235万円。支出の部、材料仕入費2,500万円。管理費合計7,664万8,000円。営業外費用を加えた支出計は1億189万8,000円となり、当期利益は45万2,000円を見込み、計画としたところであります。

以上、報告第6号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) 8ページのですね、販売費及び一般管理費の表の中の接待交際費の中で3つほどわからないので質問いたします。

私、補助科目内訳表を持っていますので、それで数字を申し上げますので一つ一つご回答をお願いしたいと思います。営業で14万4,000円ですね、これは28年の決算の中で出ている科目支出。それから中ほどから下のほうに56番7万9,650円。それから一番最後のほうの表のその他47万3,501円。このその他についてはいろいろいろあると思うので、金額の大きいものを一つ二つ出していただければと思います。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時10分 再開 午後 3時13分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 5番・黒沼君。

- ○5番(黒沼俊幸君) 12番と56番とゼロ番です。この3つについて中身を教えてください。
- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長・髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) お答えしたいと思います。

56番につきましては、個別の団体ですのでこれは憩の家かや沼施設をご利用いただいて、今後もご利用いただけるように、販売促進的な入浴券の贈呈となっております。12番については今調べておりますので後ほどお答えしたいと思います。それから最後のこれはその他になりますが、47万3,501円の内訳でありますが、1番大きいのが以前お風呂の入浴回数券をお配りしたときに、すべて利用した後に食事券をお礼として提供しておりました。これが23万440円あります。それから敬老会・町内会等の優待券が6万円、純粋な接待分というのが3万9,248円。それから従業員、アルバイト、食事代これはそれぞれ3万4,398円と7万5,840円。それからポイントクーポン、売店の値引き分ですとか会場装飾の募金等で残りの分2,756円、819円、3万円というふうになってございます。

○議長(舘田賢治君) 5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) あとは12番のほうも回答待ちしたいと思いますけど、一つ私自分なりにいろいろ考えたり情報をかき集めましたところ、56番については27年度まではかなりな利用はあって、それなりにこういうくらいの数字になっていたとういふうに前の資料を見てわかっています。28年については6月に30人程度来られただけで、後は一切来ていないと。これは具体的に言われませんけど。

あとですね、もう一つその他については優待券というのは別に23万、多いですからこれは科

目あったほうがいいのではないのですか。これその他ではおかしいですよ、これ。営業についてはこれ社長がやったのですか。その点についてお答えいただければ。

○議長(舘田賢治君) 休憩します。

休憩 午後 3時18分 再開 午後 3時19分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま黒沼議員のほうから質問が行われていますが、今調査をしているところでありますので、これができるまで黒沼議員の質問については留保させていただいて、別な議員の皆さん 方からの質問があれば質疑を受けたいなと思います。

そのほか質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) ただいまの説明の中で4ページの39期の営業報告及び決算について、いろいろ文書で現状を書いてありますけれど、この中で予想していたとはいえ一般入浴客、それから日帰り宴会、レストラン、仕出し、それぞれ減になっています。

この中で最近よく皆さんから聞かれるのはですね非常にレストラン、仕出しについて3割近くの減であると。最近、食べるものの、食事の評判が非常に良くない。それらについてはいろいろな原因があるのでしょうが、どうしてこうなっているのか、そこに食べに行った人の話をいろいろ聞いていますけれど非常に良くない、まあいろんな原因あると思いますけどその辺について説明できればお願いしたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

第39期のところでレストラン、仕出しの落ち込みですけれどもこれにつきましては、主な原因は調理員が確保できなかったということがありまして、対応としては開設日を減少しなければならない、または仕出しについては対応できないという部分もありまして、それらについてのパーセントの減となっているというふうに私どもは分析しているところです。

それからご指摘ありました味の関係につきましては、これについては常に注意を払いながら 改善するべきところは改善していかなければならないというふうに考えているところですので ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 12番・菊地君。
- ○12番(菊地誠道君) 現状を改善するって、今でも同じ状態が続いているのか、少し改善して評判良くなっているのか、その辺は分かりませんけど。 9月はそれぞれの敬老会の時期なんですね。私は地元で先日、まあ敬老会、社協が担当していますけれども。その担当者に聞かれたのですがあまり料理が良くないのでことし、あそこを利用するはどうなのかなって相談を実

際受けました。答えようがないんですね。まさか他をあたった方がいいですよとも言えないし ね。立場上。ちょっとその辺、今の状態と副町長の説明の中でこれから改善していくってお話 なんですがね、その辺は大丈夫なんですか。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) その部分につきましてはお客様の声を届けながら改善の方向で向かっていけるように最大限の努力をしてまいりたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) それでは、黒沼議員の質問に戻りますけどよろしいですか。 休憩します。

> 休憩 午後 3時24分 再開 午後 3時39分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

1つは56番に関しましては、入浴券として何回かに分けてだと思いますけれど177枚が渡されているという内容になっています。それから12番につきましては詳細なデータを探らなければならないので、個別部分というのを調べるためにはまだ若干の時間がかかるということでご勘弁をいただきたいと思いますけれども。これについては入浴券320枚分というふうになるところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 今ざっとお聞きしましたらその他のことはいいのですが、私が目をつけていたこの2点についてはですね入浴券のばらまきだなというふうに理解したところであります。こういうふうなことをどんどんやっていたということになればですね、やはり中身はずさんだなということで私の質問は終わります。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。 これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号を終了いたします。

# ◎議案第57号

○議長(舘田賢治君) 日程第10。議案第57号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、4番・深見君、12番・菊地君、13番・舘田の退席を求めます。

正副議長が除斥により退席しますので、仮議長には5番、黒沼君を指名いたします。 休憩いたします。

(4番深見 迪君、12番菊地誠道君、13番舘田賢治君退席)

休憩 午後 3時41分 再開 午後 3時42分

○仮議長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 · 牛崎君。

〇総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく平成29年度の被表彰者の決定について、議会 の同意を求めるというものです。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰66名、善行表彰1名、勤続表彰5名の方々で文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、内容については、8月23日開催の標茶町表彰審査会において、審査いただいておりま すことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成29年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものです。 次のページにまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

初めに1. 功労表彰、(ア)教育文化功労です。地区名、氏名、年令、事績の順に読み上げます。

磯分内、松山 誠さん、81歳。多年にわたり音楽指導を中心とした生涯学習に尽力し、地域 文化の向上に貢献されたものです。

次に(イ)在住功労です。先ほどと同じく地区名、氏名、年令、事績の順に読み上げます。 常盤、伊藤和志子さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄 与されたものです。以下、事績については同じですので省略させていただきます。

常盤、伊藤弘幸さん、70歳。常盤、佐藤凌子さん、70歳。常盤、菅原とし子さん、70歳。川上、今井ョリ子さん、70歳。川上、今西美佐子さん、70歳。川上、大谷トモヱさん、70歳。 次のページに移ります。 川上、加藤千鶴子さん、70歳。川上、谷澤 正さん、83歳。開運、上畑茂子さん、75歳。開運、小川時子さん、73歳。開運、小川義美さん、75歳。開運、管野幸子さん、70歳。開運、熊谷 勝さん、75歳。開運、小場孝子さん、76歳。開運、佐藤靖子さん、72歳。開運、田澤信子さん、75歳。開運、戸賀瀬憲子さん、70歳。

次のページに移ります。

開運、松尾昭子さん、88歳。開運、箭内正男さん、70歳。旭、工藤勝彦さん、70歳。旭、小渡百合子さん、70歳。旭、谷澤和子さん、74歳。富士、佐藤すみこさん、70歳。富士、廣瀬龍彦さん、73歳。富士、村上定夫さん、83歳。富士、類瀬澄子さん、70歳。桜、臼井好和さん、70歳。

次のページに移ります。

桜、小針ふみさん、87歳。桜、佐々木 健さん、70歳。桜、佐野京子さん、75歳。桜、篠塚良一さん、70歳。桜、田中俊彦さん、70歳。桜、深見紀子さん、73歳。桜、本田ちえさん、70歳。桜、三輪靖男さん、70歳。桜、山井幸枝さん、71歳。桜、吉田民子さん、75歳。平和、小平秀子さん、85歳。

次のページに移ります。

平和、合田好廣さん、76歳。平和、武藤六子さん、70歳。麻生、生田 健さん、74歳。麻生、 石井康之さん、84歳。麻生、大谷英男さん、70歳。麻生、工藤喜美子さん、70歳。麻生、三宮 花江さん、83歳。麻生、三宮 優さん、86歳。麻生、住田良江さん、81歳。麻生、舘田信子さん、71歳。栄、伊東誠一さん、79歳。

次のページに移ります。

オソツベツ、加藤忠一さん、73歳。オソツベツ、福田孝司さん、71歳。沼幌、阿部さちさん、70歳。磯分内、今 正勝さん、70歳。磯分内、佐々木久子さん、74歳。磯分内、佐藤眞彦さん、73歳。磯分内、三浦茂子さん、71歳。塘路、越善ミツさん、74歳。沼ノ上、綱井良子さん、73歳。久著呂、小川米蔵さん、75歳。久著呂、渡部文男さん、70歳。

次のページに移ります。

虹別、榊 勝子さん、73歳。虹別、髙橋妙子さん、70歳。虹別、平野勝子さん、72歳。阿歴 内、大和田 進さん、70歳。

続いて、2 善行表彰です。

地区名、氏名、年令、事績の順に読み上げます。

平和、合田好廣さん、76歳。公益のため古美術品(刀剣)を寄付されたものであります。

続いて、3 勤続表彰ですけれども、その前に15ページで読み飛ばしがあったようであります。こちらもお詫びして追加をさせてもらいます。上から3行目でありますけれども、開運、山澤春子さん、70歳。こちらを読み漏らしがあったようであります。追加させていただきます。続いて、3 勤続表彰です。

地区名、氏名、年令、事績の順に読み上げます。

麻生、遠藤優一さん、41歳。消防団員として20年以上在職されたものです。以下、事績については同じでありますので省略します。茅沼、池内宗徳さん、52歳。虹別、菊地映司さん、40歳。虹別、髙橋盛也さん、40歳。茶安別、藤川秀樹さん、43歳。

以上、73件、72名の方々を表彰しようとするものです。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○仮議長(黒沼俊幸君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○仮議長(黒沼俊幸君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○仮議長(黒沼俊幸君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案同意してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案同意されました。

休憩いたします。

(4番深見 迪君、12番菊地誠道君、13番舘田賢治君着席)

休憩 午後 3時50分 再開 午後 3時51分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 3時52分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘田 賢 治

署名議員 1番 櫻井 一隆

署名議員 2番 後藤 勲

署名議員 3番 熊 谷 善 行

## 平成29年標茶町議会第3回定例会会議録

## ○議事日程(第2号)

平成29年9月6日(水曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
  - 議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
  - 議案第61号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 3 議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
  - 議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 4 認定第 1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について
  - 認定第 2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
  - 認定第 3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
  - 認定第 4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
  - 認定第 5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
  - 認定第 6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について
  - 認定第 7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 追 加 議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
  - 議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

(議案第62号・議案第63号審査特別委員会報告)

- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議員提案第2号 専決処分事項の指定についての一部改正について
- 第 7 議案第64号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第65号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第66号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について
- 第10 議案第67号 事件の撤回
- 第11 意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見書案第13号 安全・安心の医療、介護の実現と労働環境の改善に関する意見 書
- 第13 意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求 める意見書
- 第14 意見書案第15号 道路の整備に関する意見書
- 第15 意見書案第16号 EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行

# を求める意見書

- 第16 意見書案第17号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 第17 意見書案第18号 事件の撤回
- 第18 意見書案第19号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書
- 第19 閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会) 閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会) 閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 第21 議員派遣について

## ○出席議員(13名)

1番	櫻	井	_	隆	君	2番	後	藤		勲	君
3番	熊	谷	善	行	君	4番	深	見		迪	君
5番	黒	沼	俊	幸	君	6番	松	下	哲	也	君
7番	Ш	村	多美	美男	君	8番	渡	邊	定	之	君
9番	鈴	木	裕	美	君	10番	平	Ш	昌	昭	君
11番	本	多	耕	平	君	12番	菊	地	誠	道	君
13番	舘	田	賢	治	君						

## ○欠席議員(0名)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町		長	池	田	裕	$\equiv$	君
副	町	長	森	Щ		豊	君
総	務課	長	牛	崎	康	人	君
企	画財政課	長	髙	橋	則	義	君
税	務課	長	武	Щ	正	浩	君
管	理課	長	相	原	_	久	君
農	林 課	長	村	Щ	裕	次	君
農	林 課 参	事	柴		洋	志	君
住	民 課	長	松	本		修	君
保	健福祉課	長	伊	藤	順	司	君
建	設 課	長	狩	野	克	則	君
事	業推進室	長	常	陸	勝	敏	君
水	道課	長	細	Ш	充	洋	君
育	成牧場	長	類	瀬	光	信	君
病	院事務	昏	Ш	濹	ΤĒ	宏	君

やすらぎ園長中村義名農委事務局長相撲浩 男村 漢 浩 男島 田 哲 男 君教育管理課長穂 川 武 子指 導 室 長蠣 崎 浩 君社会教育課長伊藤 正 明 君

# ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺 一信君

## (議長 舘田賢治君議長席に着く。)

#### ◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

## ◎議案第58号

○議長(舘田賢治君) 日程第1。議案第58号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明いたします。

議案20ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第58号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長660メートル、舗装延長660メートル、車道幅員4メートル、全体幅員6メートルです。工事場所は中茶安別です。契約金額は1億3,574万5,200円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成29年8月25日です。指名業者の状況ですが、株式会社北雄組、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、新根開発株式会社、藤原・日野特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町桜8丁目2番地、株式会社 丸栄組 代表取締役 気仙英二 資料へ戻ります。

竣工予定日は平成30年9月28日です。

新規、継続の別は継続です。

備考といたしまして、予定価格 1 億3,854万2,400円で事前公表で実施しました。 以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案可決されました。

## ◎議案第59号ないし議案第61号

○議長(舘田賢治君) 日程第2。議案第59号・議案第60号・議案第61号を一括議題といた します。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長·牛崎君。

○総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第59号、議案第60号及び議案第61号の提案趣旨並び に内容について、一括してご説明いたします。

本3案につきましては、改正趣旨が同じでありますので、はじめに提案趣旨を申し上げます。

「北海道市町村職員退職手当組合」「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」の構成団体である、「西胆振消防組合」が、共同処理する事務の追加に伴い組合の名称が変更になったこと、また、「江差町ほか2町学校給食組合」が構成団体の脱退により組合の名称が変更になったため、各組合規約の一部を変更する必要が生じました。

これら組合の規約変更には、地方自治法の規定により、組合を構成する団体との協議が求められていることから議会の議決が必要であり、提案するものです。

以下、内容については、提案議案ごとにご説明いたします。

はじめに議案第59号です。

別冊議案説明資料3ページに新旧対照表がございますのであわせてご参照願います。説明申し上げる議案書は21ページをお開きください。

議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第

67号) 第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。 次のページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2) 一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則といたしまして、

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものです。

以上が議案第59号の内容説明になります。

続いて議案第60号の内容説明をいたします。

別冊議案説明資料4ページに新旧対照表がございますのであわせてご参照願います。議案書は23ページになります。

議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次のページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の 一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附則といたしまして、

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものです。

以上が議案第60号の内容説明です。

続いて議案第61号の内容説明をいたします。

別冊議案説明資料 5 ページに新旧対照表がございますのであわせてご参照願います。議案 書は25ページになります。

議案第61号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次のページにまいります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1檜山振興局(11)の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局(12)の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則といたしまして、

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものです。

以上で、議案第59号、議案第60号及び議案第61号の提案趣旨並びに内容についての説明を 終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第59号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ議案第61号の質疑を終わります。

以上で議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号ないし議案第63号

○議長(舘田賢治君) 日程第3。議案第62号、議案第63号を一括議題といたします。

議題2案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 議案第62号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算(第2号)でありまして、道路維持補修対策などに資するため、歳入歳出それぞれ8,490万6,000円を追加し、総額を125億6,282万5,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、農業用排水維持補修工事800万円、造林事業(新植・保育)883万7,000円、道路維持補修事業で4,812万6,000円、郷土館耐震改修実施設計委託で700万円などを計上いたしました。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で636万1,000円の減額をしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額、財政調整基金の 繰入及び前年度繰越金を充当し、収支バランスを図ったところであります。

また、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算(第2号)

平成29年度標茶町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,490万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,282万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複 しますので説明は省略といたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 過疎対策事業、除雪機械購入370万円の減額、スクールバス購入20万円追加、医師確保対策180万円の追加により、補正前の限度額13億5,570万円から170万円を減額し補正後の限度額を13億5,400万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じとなります。

次に、4 臨時財政対策債、補正前の限度額2億4,960万円から1,700万円を減額し、補正後の限度額を2億3,260万円とするものであります。起債の方法以下は補正前に同じであります。合計、補正前の限度額21億8,150万円を補正後の限度額を21億6,280万円とするものであります。

19ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書についてであります。合計欄で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額21億8,150万円に、補正額1,870万円を減額し、補正後の額を21億6,280万円とする。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額118億814万9,000円、補正額1,870万円を減額し、補正後の額を117億8,944万9,000円とするものであります。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第63号の提案趣旨並びに内容につきまして、ご 説明いたします。

本案につきましては、平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)で、保 険事業勘定歳入歳出予算の補正予算であります。

主なものとしましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者のサービス計画作成については地域包括支援センターが担当することになっていますが、民間の居宅介護支援 事業所に委託することも可能となっています。

平成29年度から北海道国民健康保険団体連合会への委託が可能になるとのことから、当該 費用につきましては北海道国民健康保険団体連合会からほかの給付費と同様に町に請求され る見込みでしたが、現在はそのような状況になっていないことから、直接委託先へ委託料を 支払わなければならないということで、予算の組み換えを提案するものであります。

また、平成28年度の事業実績による介護給付費負担金および地域支援事業交付金の精算に 伴う返還金を計上いたしました。返還金の財源といたしましては、前年度繰越金を充当する ものであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

1ページになります。

平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万2,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,014万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ及び3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明 と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容につきまして説明を終わらせていただきます。 〇議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題2案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第62号・議案第63号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題2案は、議長を除く12名で構成する「議案第62号・議案第63号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。 休憩いたします。

> 休憩 午前10時41分 再開 午後 1時22分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長(舘田賢治君) 日程第4。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定 第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

### ◎日程の追加

○議長(舘田賢治君) ただいま、議案第62号・議案第63号審査特別委員会委員長から、審 査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号・議案第63号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### ◎議案第62号ないし議案第63号

○議長(舘田賢治君) 議案第62号・議案第63号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第62号・議案第63号審査特別委員会委員長から会議規 則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号・議案第63号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### ◎諮問第1号

○議長(舘田賢治君) 日程第5。諮問第1号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

町長・池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) 諮問第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

以下内容についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律 第139号)第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字虹別市街1番地、氏名は高澤俊一、生年月日は昭和30年2月25日、 職業は僧侶であります。

お手元に配付いたしました経歴書の詳細につきましては、説明を省略させていただきますが、氏は平成14年から豊富な経験をもとに人権擁護委員としてご尽力をいただいており、引き続きお願いをいたしたく推薦いたすものであります。

以上で、諮問第1号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は「適任と認める」答申といたしたいと思います。 これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立全員であります。

よって、本件は「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

# ◎議員提案第2号

○議長(舘田賢治君) 日程第6。議員提案第2号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君)(登壇) 議員提案第2号、専決処分事項の指定についての一部改正 についてその提案趣旨をご説明申し上げます。

地方自治法(第96条第1項第5号)の規定により、町条例で定められた議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とされていますが、同法(第180条第1項)では議会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは町長において専決処分することができると規定されております。

専決処分することができる軽易な事項として契約金額の変更の割合等を追加指定したいの で議決を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定について、昭和47年7月11日議決の一部を次のように改正する。

本則を本則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

第2項 議会の議決を経て締結した工事の請負契約について次に定めるもの

第1号 契約金額をその10分の1を超えない範囲で変更すること。ただし、当該変更額が500万を超えるものを除く。

第2号 工事の目的達成上、著しい支障が生じない場合に限り竣工期日を変更すること。 以上で、議員提案第2号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については、質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。。 よって、議員提案第2号は原案可決されました。

# ◎議案第64号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長·池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。 本案につきましては、平成29年10月23日をもって、任期満了となります監査委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第64号 監査委員の選任について

標茶町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運6丁目11番地、氏名は佐々木幹彦、生年月日は昭和22年10月10日であります。

佐々木氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので説明を省略させていただきますが、平成21年2月より川上郡衛生処理組合の監査委員として今日までその任務を果たしてきております。豊富な経験と知識を有し、人望厚く、人格・識見ともに高く、適任と考え選任いたしたくご提案を申し上げるものであります。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案同意されました。

#### ◎議案第65号

○議長(舘田賢治君) 日程第8。議案第65号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

〇町長(池田裕二君) (登壇) 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成29年10月24日をもって任期満了となります教育委員会委員の任命 についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第65号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。 住所は川上郡標茶町字栄71番地6、氏名は新田 崇、生年月日は昭和40年4月3日、職業は 酪農業であります。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、子育て現 役であり、またPTA活動にも熱心に取り組んでおり、人望も厚く教育委員会委員として適任 と考え、ここに提案するものであります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ提案の説明とさせていただきます。 ○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立全員であります。 よって、議案第65号は原案同意されました。

#### ◎議案第66号

○議長(舘田賢治君) 日程第9。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 議案第66号の提案趣旨についてご説明いたします。本案につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定についてであります。平成14年に制定した同条例については短期貸付の制度として発足しましたが、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の中で「短期貸付は好ましくなく、本来は長期貸付けにより対応するべき」との指導があることから、貸付けの限度額、期間等の見直しを行い、第三セクターの運営を長期的な視点で支援することを目的とし、改めて本条例の制定を行いたいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第66号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例を別紙のとおり制定する。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、第三セクター(以下「セクター」という。)に対し、事業運営等の資金を貸付し、良好な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条のセクターとは、株式会社標茶町観光開発公社(以下「公社」という)をいう。 (貸付の対象)

第3条 この条例による貸付けの対象は、公社が事業運営等に必要な資金とする。

(貸付額の限度額等)

第4条 貸付けの限度額は、3,000万円以内とし、貸付けの償還期限は7年以内とする。

- 2 利息については別に定めるものとする。
- 3 公社は、限度額の範囲内において借換えすることができる。

(貸付申請)

第5条 この貸付けを受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に対し貸付申請をしなければならない。

(貸付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けすべきものと 認めたときは、その貸付を決定し申請者に通知しなければならない。

(繰上償還)

第7条 不正の申告等により貸付を受けた場合、町長は繰上償還を命ずることができる。 (委任)

第8条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

なお、規則につきましては、議案説明資料として付けております。

附則ですが

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

- ○1番(櫻井一隆君) この第三セクターの貸付条件、これは以前に出されたものと同じというふうに思ってよろしいのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長·髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 議員お尋ねのとおり以前出されたものが平成29年3月31日で 失効しておりますので、改めて制定という形で出させていただいております。
- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) この中には7年で返済するとあるが、前回出されたものは1年据え置いて6年間の返済、計7年というふうになっていたんですがここはどういうふうになっているんですか。
- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長・髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 条例の中では据え置いてという表現はしていないと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 条例の中ではそううたってなくても、実際にこの貸付条例が採択された場合において返済の条件というのは、前回出されたのと全く同じとそういうふうに理解してよろしいですか。

- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長·髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 同様であるというふうに理解していただいてよろしいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) そういうふうになりますとね、前回この第三セクターの営業に対しての貸付条例というものが2,000万を上限としてというのは1回失効しているのですよ、無くなっちゃったんですよ。それで新たにこういうものを出してくるということになると、前回で何を学んだかというと、失効してしまった、3月31日で会社が払えないことになって5月いっぱいで調整期間というかそういうものの中で、利息等のこれも取れない状態になっていく。利息をいただいていないんですよね。貸し付けた1,000万についてもまたそのまま町が認めたということでそこについても利息とかそういうものもないわけですよ。前回のなくなってしまった条例を見て感ずるところというかな、それから学んだことというかな。だから条例でうたっていても現実としては町民にいろんな弊害が起きてしまう、なくなったときに。この条例もそうですよ、なんかのことでなくなってしまえば、利息については別に定めるなんていっているけれど、定めたってなくなったら取れなくなったと、こんなことになるわけですから。前回もそうだったように。非常にこの第三セクターの資金の貸付条例ですか、これは危ういものだと私は思うのですよ。

そこら全く形を変えて2,000万を3,000万にして、そしてそれを単年度返済がだめだというから長期に変えたと。これね朝三暮四というのですよ、こういうやり方を朝三暮四というのですよ。朝三暮四というのは猿を飼っていて、猿に餌を朝四つやったと。夕暮れに三つやったら猿怒ったっていうんですよ。それを繰り返したら。それでね七つしか餌をやらんことにしているものですからね、それで七つの餌をちょっと考えて朝に三つにした、夜四つやったら猿喜んだっていうんですよ。なぜかっていうと、朝四つもらって、そこら野を走ってあるいて餌をとってあるくから疲れて帰ってくるわけですよ。夜に三つもらったら腹すくから怒るわけですよ、朝に。今度考えて朝に三つやったら猿は野原に行って餌獲ってくるわけですからまあいいと。それで夜に寝るときの餌ですから腹いっぱいになって寝るわけですよ。だから猿は喜んだと。同じ七個をどう使うかによって、うまくコントロールできるんだよねと、それと同じようなもんです。朝三暮四、それ以外のなにものでもない、手を変え品を変えそういうことだと思うので僕はこの条例はいかがなものかと思うわけであります。終わり。

- ○議長(舘田賢治君) 企画財政課長·髙橋君。
- ○企画財政課長(髙橋則義君) 基本的には3月の定例会であげた条例の中身とは変わっておりません。先ほど申し上げたとおり3月31日で短期の条例は失効しておりますので、今回改めて制定としてあげさせていただいております。

そして昨日、第三セクターの経営状況についてはご報告し、承認いただいたというところで あります。説明の中でも6月の株主総会の中で内容については、承認いただいておりますし、 この7年3,000万円につきましても、中小企業経営診断士の診断のもとに会社のほうで立てま した中期の財政収支計画の中の裏付けをするものでありますので、決して間違った条例の提案 であるというふうには考えておりませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長、5番」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 討論がございますので、まず、本案に反対者の発言を許します。 5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君)(登壇) 私は今回の条例改正に対して反対の立場から討論いたします。 憩の家かや沼は、釧路湿原国立公園内の宿泊施設であり、存続に向け、町理事者と協議を続けてまいりましたが、今回町より提案された標茶町第三セクター運営資金貸付条例は株式会社 観光開発公社に貸付ける条例であり、第39期の株式会社観光開発公社の決算報告書を見ると、 貸借対照表、固定資産のうち有形固定資産784万5,284円の減価償却費が一般管理費に計上されておらず、そのほかにも未払い金があると聞き及んでおります。

接待交際費の138万980円のうち入浴券500枚がどういう取扱いをしているのかについても、記録が不明瞭であると感じております。また、株式会社観光開発公社の決算報告書が債務超過になっておりますが、超過分474万1,900円は会社の公認会計士の認めた決算書の提出ではないと感じて、株式会社観光開発公社が今後どのように運営するのか真剣な議論がされないまま、議会が求めている資料も提示されない、これらのことから私は町民からの理解は到底得られないと判断して第三セクター条例改正には反対の立場で討論といたします。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君)(登壇) 私は議案第66号、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の 制定について、賛成の立場で討論を行います。

議会でも全議員が憩の家を大事にしていきたいという意見で一致していると私は認識しています。さきの全員協議会の後でも議長が憩の家は町民の財産で守っていこうという点では一致していると改めて話されました。これまで議会は経営改善計画を示すことを要求し、それも提出されました。

本議会でも第40期事業年度計画が報告され、中小企業診断士の収支計画や診断をもとにさら なる努力を重ね、健全な経営環境を作る努力をしていくとの決意も述べられました。その中に は今までにも増して情報発信を積極的にしていく、集客力アップやコストダウンを追求してい く等の方針も述べられています。さらには営業部門と経営陣が一丸となり経営の安定化を図る 取り組みに努力していく決意も述べられています。

過去、3回の町からの憩の家の経営改善と町民の貴重な財産を守るために、貸付条例や補正 予算案が提案されいずれも否決されました。これらの否決により新聞報道では「憩の家、休業 の可能性濃厚」などの見出しが飛び交い、そのことも集客力を下げる要因となってきたのでは ないかと思います。しかしながらその見出しとは裏腹に憩の家の従業員をはじめ、関係各位の 努力によって今日まで憩の家の経営は続けられています。

今回の資金貸付条例は4度目の提案であります。第三セクターである憩の家は一時的な経営難に対し、町が貸付を行い、健全経営を支援する内容のものであります。無論、健全化されれば貸付金は町に戻ってくる内容です。

以上の理由で、私は今全町あげて憩の家を守り育てていくために、本条例に賛成するものです。議員諸氏のご理解を心から願いまして、私の討論といたします。

○議長(舘田賢治君) 次に、本案に反対者の発言を許します。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君)(登壇) 私は議案第66号、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定についてという議案でございますが、これに対して反対という立場からお話をさせていただきます。

ここで反対をするのも今回で4回となってしまいました。また同じようなことを何度となく繰り返すのかなと何かむなしさが込み上げてくる次第です。

まずなぜ反対するのかというとですね、なんぼ憩の家を残したい残したいと言っても、やはり原資となるのはここで求められているのは、町民の血税であります。血税を出す以上ですね、この経営に対する責任というのがはっきりしないとですね、なかなか一度出したお金は戻ってこないということも前回勉強させていただきましたので、そういうことからしてこの条例はまだ十分なものをうたっていない。どういうものをうたっていないかというと、具体的なこの観光開発公社というか第三セクターのその集客をするとかあるいはいろんな報道媒体を使って宣伝をするということは述べているけれど、その具体的なものはない。あそこで何をやるのだ、どうやって他町村から多くの人たちを呼び込み、そこで第三セクターをこの憩の家を運営していくのだと、その具体的なものがまだまだ見えてこない。

何か非常に観光的に恵まれているとかあるいは空気がおいしいとか、そんな程度のものであって、なんら以前と変わらん。経営というのは厳しいものですよ、もっと真剣な形でこの条例提案をするならそのような気持ちを込めてやっていただきたい。昨日の私との討論の中でも非常に不明瞭な点がある、そこらをはっきりさせないまま、またぞろこの第三セクターに融資を求めるというのは私は納得できないし、町民の血税をここに投入することは私は望ましくない、そのように思い反対をいたします。以上でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君)(登壇) 私は、本議案に対して賛成の立場で簡単に賛成討論いたしますが、この間るるいろんなことで議論されてきました。

私はやっぱり経営診断されていて、改善するということによってこの憩の家が再建される ものというふうに確信しております。

それから陳情2本は議会の中で全員が採択いたしております。このことは町民が憩の家を存続させるという願いであり、先ほど理解が得られないというご発言もありましたが、私はこの3,000万の貸付条例が成立することは町民の理解が得られるというふうに考えておりまして、賛成いたしたいというふうに思います。以上です。

○議長(舘田賢治君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) これより議案第66号を採決いたします。討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立6人であります。

起立採決の結果、可否同数であります。

従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決をいたします。 本件については、議長は否決と裁決いたします。 休憩します。

> 休憩 午後 2時00分 再開 午後 2時02分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - ◎事件の撤回
- ○議長(舘田賢治君) 議題となる前に、町長から議案第67号の撤回請求がありました。 この請求を認め、議案第67号の撤回を許可いたします。
  - ◎意見書案第12号
- ○議長(舘田賢治君) 日程第11。意見書案第12号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と

質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。 これより、意見書案第12号を採決いたします。 意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、意見書案第12号は原案可決されました。 なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第13号

○議長(舘田賢治君) 日程第12。意見書案第13号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。 これより、意見書案第13号を採決いたします。 意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なしの声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

### ◎意見書案第14号

○議長(舘田賢治君) 日程第13。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なしの声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第15号

○議長(舘田賢治君) 日程第14。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

### ◎意見書案第16号

○議長(舘田賢治君) 日程第15。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第16号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立多数であります。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第17号

○議長(舘田賢治君) 日程第16。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において北海道議会及び関係行政庁へ提出いたします。

# ◎事件の撤回

○議長(舘田賢治君) 議題となる前に、提出者から意見書案第18号の撤回請求がありました。

この請求を認め、意見書案第18号の撤回を許可いたします。

### ◎意見書案第19号

○議長(舘田賢治君) 日程第18。意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明 と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第19号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第19号は原案否決されました。

# ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(舘田賢治君) 日程第19。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規 定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

### ◎議員派遣について

○議長(舘田賢治君) 日程第20。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

11月7日に、標茶町内で開催されます、釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉議の宣告

○議長(舘田賢治君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

# ◎閉会の宣告

○議長(舘田賢治君) 以上をもって、平成29年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 1番 櫻井 一隆

署名議員 2番 後藤 勲

署名議員 3番 熊 谷 善 行